

502

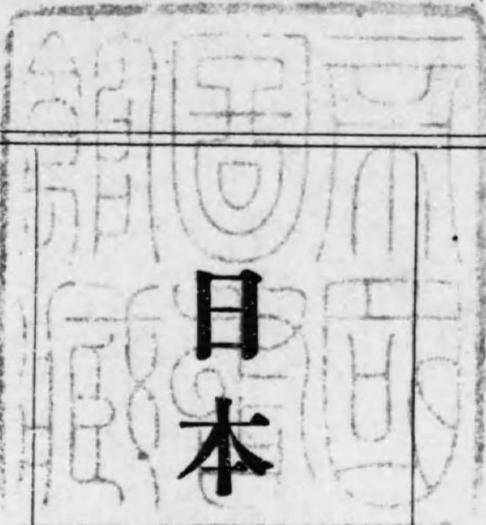
502
294

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10^{19/m} 1 2 3 4 5

始



502-294



佐野學著

日本社會史序論

東京 同人社書店發行

大正
12.6.18
購求

序

一 今までの歴史書は政治史であつたと非難することは不當ではない。治者群は政治を、被治者群は勞働をする。政治は重要な社會現象であるが、勞働の生活が無かつたならば社會生活は成立しない。眞の社會史が編まれる爲めには被治者群の歴史が明かとならねばならぬ。埋没された人民の歴史を發掘し、現代への連鎖を辿ることは、現代社會の性質を正しく理解する所以であると共に、將來の社會進化の方向を知る上に多くの貢獻をするであらう。

一 この書に收めたものは去年の四月から今年の四月までの間に「解放」その他の雜誌に發表したものの集録である。從來、私は特に日本史を研究したことが無かつたから、史料の讀みづらく且つ容易に接手し難いことは甚だ懊惱に値した。私は日本史に纏つてゐる神秘的要素や觀念論的要素や詩歌的要素を取り去り、これを赤裸な

經濟關係や支配關係に還元し度いと思ふ。同時に人と人とが等價に勤勞を交換した美しい共存關係の諸形態を發見し度いと思ふ。これは私の日本史研究上の指導方針である。しかし本書は甚だ未熟であつて、この方針を貫き得て居ないのは勿論である。

一 學問は黨派的であつてはならぬ。しかし過去の歴史書の多くは階級的歴史書であつた。本書は左様な弊害から免れようと欲した。時として *Aspiration* に似たものが表はれてゐるが、それは私の世界觀の結果であつて、どうも仕方がない。また生々とした社會現象を冷たい概念に分析し去り、基石でも並べるやうに叙述する遣り方は私に出來ない。例へば一揆といふやうな現象について細かい定義を與へたり、分類したりして居ては、一揆の行動者の苦痛、懊惱、勇氣、理想などは善く表現されまいと思ふ。

一 本書は序論といふ名を冠してゐる。特別な意味が有るわけでない。今後も研究を續けて行き、いつかは統一的な日本社會史を書き度いといふほどの意味のものである。

一 本書には不備の點が少くない。本書の諸論文は日本史の研究に着手すると同時に書き初めたのであつて、そのことは少し大膽な事であつたし、従つて缺點も少からず存してゐる。しかし遣り度い仕事は澤山あり、且つ悠長に研究に遊ぶ態度を排撃せざるを得ないから、多少なりとも學び得たものを迅速にまとめておく外はない。私は本書の不備を少からず發見してゐるが、猶ほ多少の生存の權利を有すること信じて、こゝに出梓することとした。猶ほ本書の刊行を快諾せられた大島秀雄君に厚い感謝を表す。

大正十一年六月

佐野學

日本社會史序論目次

著者序

第一編 被支配者階級の諸研究

第一章 一揆の歴史……………三

一 一揆の概念及分類

二 一揆の歴史階梯

1 南北朝前後より室町前期までの一揆

2 室町後期の一揆

3 徳川時代の一揆

第二章 土民一揆の歴史……………三

一 土民一揆の意義

二 土民一揆の發生原因

三 土民一揆の態様

二 特殊部落民の社會的地位

- 三 特殊部落民の社會史的方面
 - 1 發生時代
 - 2 成形時代
 - 3 爛熟時代

第八章 日本農民史雜考

四 解放の原則

- 一 農民に美食を禁ずること
- 二 移轉の自由の禁止のこと
- 三 刀狩のこと
- 四 未進のこと

..... 一七

第二編 支配者階級の諸研究

第一章 我國治者階級の社會史的考察

一 治者と被治者

..... 一九

- 二 治者階級の更新
- 三 治者としての貴族階級
- 四 治者としての武士階級
- 五 治者としての町人階級
- 六 結語

第二章 奢侈の經濟史觀

- 一 奢侈史の概念
- 二 王朝時代のころ
- 三 鎌倉時代のころ
- 四 室町時代のころ
- 五 徳川時代のころ

..... 三七

第三章 社會問題としての華族制度

- 一 特種部落としての華族群
- 二 現代日本の封建的特徴と資本主義的特徴
- 三 華族の語義と現代華族の起源

..... 二六五

- 四 現代華族の四要素
- 五 華族の廢類の必然性
- 六 華族階級の社會問題的意義

六

第二編 社會生活史の諸研究

第一章 上代日本人より現代日本人へ……………二九一

- 一 上代日本を崇拜することの危険
- 二 國民性の諸定則
- 三 上代日本人の諸性格
- 四 上代以後の日本人
- 五 近代の資本主義社會と國民性の進化行程

第二章 我國社會階級史について……………二四六

- 一 階級の歴史
- 二 古代の社會階級

- 三 中古の社會階級
- 四 中世の社會階級
- 五 近世の社會階級
- 六 結語

第三章 我國經濟生活の諸特徴……………三三一

- 一 經濟生活とは何か
- 二 我國經濟生活の特徴

第四章 我國資本主義起源考……………三四六

- 一 概説
- 二 戰國末期の萌芽
- 三 徳川時代の資本主義
- 四 結語

第五章 社會組織の變動と資本主義社會の成立……………三五五

- 一 明治維新の社會的意義

七

- (二) 町人の淵源とする資本家
- (三) 下級士族を淵源とする資本家
- 四 労働者階級の發生
- 五 中間階級の發生

第六章 我國一夫多妻制度考……………三六四

- 一 結婚史上の一夫多妻制度
- 二 古代日本の一夫多妻制度
- 三 王朝時代の一夫多妻制度
- 四 武家時代の一夫多妻制度
- 五 現代の一夫一婦制度

目次終

第一編 被支配者階級の諸研究

第一章 一揆の歴史

一 一揆の概念及分類

我國の社會史には屢々一揆の語が見えてゐる。最もよく知られてゐるのは百姓一揆である。しかし一揆は勿論この農民の直接行動のみに限られてゐるのではない。しからは一揆とは何であるか。

本來、一揆とは「揆を一にす」の語に出て、一團の徒黨が武器を執り立ち、集團的なる意思感情を力に訴へて發表する現象を指すのである。一揆は必ずしも階級闘争的現象のみを指したのでない。「吾妻鏡」の治承四年（一一八〇年）の項には新田某が東國にて一揆云々の語がある。また同書元暦二年（一一八五年）の項には、範頼の軍士が兵糧米不足のために一揆せずといふ語がある。「百練抄」の嘉禎二年（一二三六

年)の項には衆徒一揆といふ語が出てゐる。「太平記」には戦闘記事に關聯して一揆の語が頻出してゐる。「建武以來追加」には「號一揆致濫妨事」の條文が有る。これらの初期の用語は何れも階級争闘としての一揆を包含してゐない。然るに近世になるにつれて一揆の語は次第に用語の範圍が狭くなり、主として純粹なる階級争闘的現象——下層階級の上層階級に對する反抗を意味するに至つたのである。何れにせよ「徒黨」「武器を執りて立つ」「力を以てする集團的意思感情の發表」といふ要素は歴史上の總ての一揆に共通してゐると言つてよい。しかし一揆の主動者は「徒黨」であるから、大集團を以て爲されたる大規模の運動ではなく、主として此點に於て一揆と革命運動とが違ふのである。(註)

(註) 一揆の語は英語の *mob* といふ字よりも *hooligan* といふ字に當るものらしい。無秩序の暴動ではないが、明確な理想を以てする大規模な革命的な叛亂を指すものでない。

さて日本歴史に現はれた一揆は如何なる種類に分れてゐるか。私はこれを侵略的

一揆、宗教的一揆、階級争闘的一揆の三に分ち度いと思ふ。

侵略的一揆は初期に現れたものである。其主動者は武士である。此種の一揆は吾妻鏡や太平記に多く現はれる。それは一味同心を誓つた武士の一團が侵略的目的若くは單純なる戦闘の目的のために集團的行動をするものを指すのであつて、餘程クヲシカルであり、英雄時代的色彩を帯びたものであつた。

宗教的一揆は特定の信仰を主張若くは擁護するために起る一揆である。其主動者は僧團であつたり武士團であつたりするが、其根柢をなすものは平民に外ならない。異常な宗教的狂熱が其集團を支配することを常とする。而して其信仰は常に清新の氣に富み、既成宗教に對する反逆を意味して居る場合が多い。宗教一揆の著例としては、一向一揆と吉利支丹一揆がある。共に婦女老幼までが本願寺のために若くは基督のために、身體を肉彈として戦闘をつゞけた。

階級争闘的一揆は下層階級が上層階級に反抗して企つる一揆である。一揆の最も

典型的なるものである。是を分ちて士一揆、百姓一揆、米一揆、町人一揆となす。士一揆は室町後期に頻發したものであつて、士民一揆の民の字を略したものであり其運動が徳政令の發布を目標としたことによつて徳政一揆とも呼ばれる。精悍にして意氣昂揚せるものなること、我國平民史に比を見ない。百姓一揆は徳川時代の後期に頻發せるものであるが、戰國時代にも見られた。しかし重要なものは徳川時代のそれである。それは爆發的なまた絶望的なもので、農官の暴逆なる誅求に必死の反抗を試みたものであつた。米一揆も同じく徳川末期を彩る平民運動である。多く都市の無産者の直接行動である。しかし是れも爆發的なもので、米價の騰貴や飢饉の襲來に際して演じられ、士一揆の如き特定の哲學を掲げてゐたものでなかつた。町人一揆は戰國時代に見られた。それは此時代に勃興した商人階級の意氣を示すものであつて、横暴な大名者流に反抗したものであり、富裕の商人が一揆の將となるが如きことも珍らしくなかつた。筒井氏に反抗した奈良の町人一揆は其著例である

これは信長に反抗した堺町人の運動と同一範疇に論じられるものである。しかし所謂階級争闘としての重要な意義を有しない。

右の外、革命的一揆とても名付けらるべきものがある。侵略的一揆を除いては何れの一揆も革命的氣分を有しないものはない。私がこゝに革命的一揆と呼ぶものは特定の政治的理想の下に企てられた反抗運動を指すのである。大鹽平八郎の義擧は其典型的なるものである。しかし此種の一揆は由井正雪の運動なども包含せねばならぬ。また既成權力に反抗する種々の政治的小叛亂をも包含せねばならぬ。それでは餘りに範圍が廣汎となる。されば私は大鹽亂の如きは階級争闘的一揆に包含させて觀察すべく、特に革命的一揆なるものを掲ぐる必要がないと考へる。

二 一揆の歴史的階梯

一揆の語が文獻の上に現はれたのは吾妻鏡や太平記である。此時代の一揆は主と

して侵略的一揆であり、武士が主動者であり、英雄的氣分が多い。それより以後には平民的要素が濃くなり、武士的要素が薄れて行く。やがて徳川期には純然たる平民運動となる。そこで私は一揆の歴史階梯を三期に分つ。第一期は南北朝前後より室町前期まで、第二期は室町後期、第三期は徳川時代である。

(1) 南北朝前後より室町前後^期までの一揆

此時代に於ける一揆は主として兵器を擁して一味同心を誓つた武士の團體を指稱するのである。かの松浦黨、武藏八黨といふ黨なるものに類似する。太平記四條畷合戦條に「白旗一揆の衆には縣下野守を旗頭として其勢五千餘騎、飯盛山に打上て南の尾崎に控へたり。大旗一揆の衆には河津高橋を旗頭とし、其勢三千餘騎、秋篠や外山の峯に打立て東の尾崎に控へたり」と見ゆる。此一句は武士の一團が指定の旗印を中心として集團し、旗頭なる首領の下に統一されてゐたことを語る。重編應仁記に「古には花一揆或は桔梗一揆など言ひて旗の紋を同一にし、侍の組に一手一

武藏七虎

手を分けて其品々を一系列す。何れの頃よりか此作法絶え果て……と見えてゐる。

これは旗幟の紋章が其儘に該團體の稱呼に變じてゐたことを示すのである。太平記には赤旗一揆、扇一揆、鈴付一揆、鍬形一揆、母衣一揆、平一揆、白旗一揆、御所一揆、白一揆、赤一揆、黄一揆、桐一揆、蠅拂一揆、桔梗一揆、鷹羽一揆などの名稱が散見する。何れも相當に秩序ある武士の團體であつて、多く戰闘記事の叙述に關聯して現れてゐる。太平記武藏合戦の條によれば先陣たる平一揆が三萬騎、二陣の白旗一揆が二萬餘旗、三陣の花一揆が六千餘騎、四陣の御所一揆が三萬餘騎と註されて居る。是れより推す時は當時の一揆なるものが相當の兵力を擁する武士團であつた事が分る。

しかし此時代の一揆なるものは、必ずしも戰場を驅逐するために集團した戰闘團體のみを指すものでない。太平記芳賀兵衛入道軍の條に「……鎌倉殿の威勢重く成りしかば大名一揆の噉儀共是より些止みにけり」と見え、後愚昧記永和五年閏四月

十四日の條に「西剋許南方有_二災上_一」武藏守賴之朝臣宅以下放火。皆以沒落了。……佐々木大膳大夫高秀並土岐伊勢入道等以下一揆衆所行也」と見えて居る事から推せば一揆が反抗的な暴動的な要素をも具備してゐたことが分る。武士の一集團が大舉して他の土地を侵略し若くは他の城市を奪はんとするが如き運動も同じく一揆の名を以て呼ばれたらしい。しかし此時代に於ける一揆の主動者が純粹に武士階級に限られてゐたことを記憶せねばならない。

(2) 室町後期に於ける一揆

一揆の歴史を辿りて室町後期に至れば、細かなる河流を去りて森漫たる大河の岸に立つ感が有る。そこには平民運動の波が高く騰つてゐる。室町後期は一大熔鑛爐であつた。中央權力が崩壊し、社會階級の秩序は破れ、下剋上の波濤は一世を敵ひ、宗教改革の氣運が漲り、自由主義的空氣は嘗つて「土人」「土民」「凡下」「地下」などの名稱の下に恣に勞働力を搾取せられてゐた平民階級の間にも滲透した。此時代より

武士を主動とした一揆は漸く衰へて、平民が是れに代るに至つた。所謂土一揆はその主要のものである。重編應仁記に「……何れの頃よりか此作法絶え果て土民の徒黨して軍を起す者を名付けて土一揆と云ひならはす。民の字を略せる者ならん。然るに近年は土民の徒黨毎度蜂起し、皆人、土の字を略せしめて其れを只、一揆とのみ云ひならはす」とあるのを見れば、一揆の字が直に平民階級の主動たる土一揆を指稱したことが分るのである。土一揆は平民の一團が結束して暴動を起し、公權力を以て私法上の貸借質入の無効を宣告する徳政令の發布を政府に迫るものであつて、徳政一揆とも呼ばれてゐる。當時の平民は争氣に満ちて居た。塵塚物語卷二上杉領内土民論評之事の條には「あるとき領内の土民松山を論じて隣里のともがらと度々いひ合ひ、いさかひ侍るがいやしきもの共なれば後の慮もなく又時代の用捨もなく唯わがまゝをのみ互にふるまひて後には一揆がましくなりてさび矢をみがき竹籜などの物用意し不日の難儀に及ばんとす」と見える。また倭訓栞は「農商も業を捨て、一

村一落ちのく黨を結びて一揆起れり。此時洛中洛外兵火に罹らざるなく名區も亡び、秘籍も失ひぬ」と應仁より文明年間に至る當時を記して居る。

しかし此時代の一揆には未だ猶ほ武士的要素が残つてゐる。一揆の主動者は武士でなくなつたが、平民の一揆の間に來り投じ、戰術上の指揮者となるものが少なくなかつた。寛正三年の大土一揆には蓮田市兵衛なる地下の浪人が其總大將であつた。(重編應仁前記)。武士の蜂起的なまた侵略的な一揆も時々は見られた。甲陽軍鑑に「侍一揆には先無事をなし引退て禮を盡すべし。百姓一揆には推しつめて食を斷て後和を入るべし」とある。この侍一揆は蜂起的なものである。純然たる前代風の侵略的一揆には菊一揆なるものが見える。(註)

(註) 重編應仁後記下には菊一揆の説明がある。「今川家は應仁の亂にも不三相雜ニ威猛にして遠州を押領せんとす其比三河國外蝶の住人に大河内備中守欠綱と云ふ者有り本は當國の守護者良氏の家禮なりしが近來國中武威を振つて遠三兩國の士と相親しみ一揆を語らひ黨を結んで無逆度々に及ぶ。此欠綱先祖は源三位頼政の二男大夫判官兼綱より十一代の末孫にて家の紋丸の内に十六葉の菊を着ければ、皆人菊一揆とぞ號しける」

しかし武士が一揆の指揮者、援助者、煽動者となつた動機には極めて不純なものがある。塵塚物語卷五軍中博奕之事を見ると、軍中に於て大將より與力足輕に至るまで賭博に耽り、最初は金銀、次には大刀、甲、馬具等を賭け、これをも敗けて取られた後には「京の町人のそれがしの土藏」寺僧神主の藏を賭け、「負けた時はいつくの夜彼藏」のたからをうばひて遣すべしとさだめ」るに至つたことが記されてゐる。

宗教的なる宗門一揆の現はれたことも此時代の特徴である。觀鸞の裔蓮如が淨土宗よりも一層俗世的なる一向宗を携へて天下に呼號したのは、正に同時代の宗教改革的要求に應ずるものであつた。天臺眞宗の諸宗が多くよ。の莊園を掩有し至全く貴族化し、單なる祈禱的宗教に墮落したその時、日吉の神人が富者と結托して財貨の蓄積に餘念なき時、忽如として新鮮なる平民的宗教を掲げ來り熱烈なる教父的勇氣を示した蓮如はルーテルにも比較すべきであつた。暴風雨の如き加能越の一向一揆、

攝津河内和泉を勢力範圍として堺、尼ヶ崎、京都、石山、奈良に激戦する一向宗徒の殉教的精神は、正に歐洲中世末期に頻發した農民戦争の夫れにも似てゐた。若くは十字軍の狂熱にも比べられる。足利季世記によれば天文二年三月に伊丹城に押し寄せた一揆には「尼小女のたぐひ」まで來り加はり、また五月に大阪籠城中を攻圍せられた際には「籠る兵どもは近國他國の諸門徒、一向に阿彌陀名號に心をかけ、命を塵芥程に輕んじ防ぎ」戦つたとある。二水記の著者は天下を擧げて「一揆の世」となりつつあることを嘆じてゐる。(註)一向一揆は後には政治的なものに變化し、宗門それ自身も支配者階級と妥協してしまふ。しかしながら恰も魔術にかゝつた人形の如くに、素朴な老幼男女の大群衆が本願寺の興廢のために狂奔したことは、宗教改革が如何に當時の社會に要求せられてゐたか、また當時いかに政治的な統制力が我國に缺けてゐたかを物語るものである。後代の吉利支丹一揆は其性質に於て一向一揆と相均し。

(註) 二水記には次の文句が有る。「凡於三所々一揆打死云云雖レ然諸國充滿之衆也。仍不レ滅猶及合戦云云。如三風聞一者天下可レ爲二揆一世云々。漸如レ然歟。末世之爲體可レ嘆。」これは實に本願寺一揆なるものが一世に充滿してゐたことを雄辯に語つてゐるものである。なほ一向宗徒が堂々たる戦闘をしてゐたことは足利季世記武徳編年集成等に多く現れてゐる。

町人一揆なるものが當時に現れてゐることは注意の價值が有る。これは商人階級が主動者となりて壓制者に反抗したものを指すのであつて純然たる階級争闘的現象でないが、彼等がまた旺な自守的精神に富んでゐた事を語るものであつて、甚だ興味が有る。鹽尻や孝經樓漫筆には南部カの富商が煽動者主謀者となりて大名なる筒井氏に反抗した記事が有る。鹽尻は「筒井氏が驕奢にして無道なりしを南部カの商人恨み腹立て叛せし中にも椿井町の揚や主殿、藤屋兵衛尉、雁金屋民部等殊に富商なりしかば、一揆の將となり、興福寺六萬の衆徒二千餘人、其外浪人及び法師町人百姓等都合一萬餘の勢を以て筒井氏と戦ひし事有り。このとき南部の民家多く焼亡しける。町人の合戦はこれ等が始めなるべき」と見えてゐる。此種の町人一揆は堺の商

人が織田信長の誅求に反抗し傭兵軍隊を以て是を防衛せんと試みた現象と同一範疇に於て觀察せらるべく、我國商業の劫興期の商人階級が如何に旺盛なる自立的精神を有してゐたかを想像することが出来る。

以上の如くして室町時代後期に於て一揆の主動者は武士より平民とつたのである。征服國家として成立した古代日本、神權國家として發達した上代日本、貴族政治の平安朝時代、武人興隆の鎌倉時代等に於て斯くの如き旺盛なる平民運動は決して見る能はざるところであつた。平安朝時代に頻發した寺社の嗷訴には幾分かの平民運動的要素が有り、鎌倉時代にも土民が土倉酒屋等の富家に亂入して財物を掠奪したことも見えてゐるが、やや統一的に、また普遍的に行はれるに至つたのは室町後期の下尅上流行時代に外ならないのである。

(3) 徳川時代の一揆

徳川時代は一揆の歴史の第三期に當る。此時代の一揆の主動者は全く武士階級で

なくなり、純粹に百姓町人の平民階級となつた。社會上の有らゆるものの赤熱溶解した戰國時代の大熔鑛爐は氷の如く冷却し、其跡に現れたものが徳川時代の峻嚴なる階級制度である。武士以外の階級は奴隸の如き隷屬的地位を強制された。鐵の如き權力と網の如き警察制度は民衆をして二世紀半の屈服を餘儀なくせしめた。されば此時代に起つた一揆は爆發的な瞬間的な、また絶望的なものであつた。室町後期の土一揆の掲げた福利平均といふが如き哲學は徳川時代の百姓一揆や米一揆の知らないところであつた。しかし此時代の一揆が純粹なる階級争鬭的色彩を帯ぶることを留意せねばならぬ。一揆の頻發するに至つたのは徳川時代の後期である。政治圈外の平和な經濟的發達は社會上の高等遊民たる武士階級を物質的にも精神的にも廢頽せしめた。社會上の統制力は彼等より去らんとし徳川時代の後半に於て新しき社會的混亂が周りに來り、被搾取者たる農民や町人が盛に反抗的氣分を發露せしむるに至つたのである。一揆の範圍は常に局限されてゐた。百姓一揆の最も大なりしものは實

曆四年の久留米の一揆と文政六年の紀州の一揆であるらしい。久留米騒動記によれば前者の参加農民数は二十萬人に及び、甲子夜話によれば後者は十二三萬人を數へたらしい。しかし一地方一國以外に波及するものでもなく、また他藩の農民と連絡ある關係を結んだ譯でもなかつた。しかし相應に傳播性を有してゐたと見え、紀州一揆の前後には丹後宮津、伊豫松山に相應に大きい一揆が起つてゐる。又天保八年の大鹽平八郎の亂後には備後三原、越後柏崎、攝津能勢等に一揆が起つてゐる。米一揆に至りては極めて迅速な傳染性を有してゐた。天明七年に勃發した大阪の米一揆は忽ち京、伏見、奈良、郡山、堺、和歌山、甲府、駿河、廣島、長崎、石巻、江戸に傳はり、殊に江戸の一揆は猛烈を極め、南は品川、北は千住、凡御府内四里四方の内誰頭取といふことなく此所に三百、彼所に五百、思ひ／＼に集りて鐘太鼓を打鳴らし、更に晝夜の分ちなく穀物を大道へ引出し（後見草）、富家の襲撃を免れたるもの僅に下飯田町のみ止つたといふ。かくの如き農村及び都市の暴動は徳川時

代の末期となるにつれて益々數を増して行つた。明治維新の大團圓の近づくにつれて一揆の勃發は隨處に見られたらしい。徳川時代は文字の民衆化した時代であつたから、一揆のことを載せた隨筆類は比較的に多いのであるが、維新前後の混亂期に於ける一揆記事は割合に數が少いやうに思はれる。しかしそれは決して一揆の數の減じたことを語つてゐるものではない。

徳川時代の一揆に關する統計的記述の見當らないは遺憾である。私は諸種の文獻について約四十以上を數へ得たが、猶ほ今後多く一揆記事を發見し得ることを想像するし、また文獻に現れざる一揆の更に無數なることを想像する。

これらの一揆はすべて小規模であり爆發的であり、永續性を有しなかつたが（註）、徳川の末となるにつれて應接の違なきほどに頻繁となつて行つたのである。此點よりするも明治維新は誠に避け難き必然であつた。それは恰も露西亞に於て農奴の反亂の頻出が終に一八六一年の農奴解放を到來させたことと類似してゐる。

(註) 大鹽平八郎の檄文には「下民を惱まし苦しめ候諸役人共の誅戮」「奢りに長じ居候大阪市金持町人共を誅戮」するための義軍が「必一揆蜂起の企とは違ひ、追々年貢諸役に到迄軽く致す」ものなる事を宣言してゐる。この一揆蜂起てふ言葉は當年の一揆が爆發的な永續性のない、小規模なものになつてゐたことを暗示するものであらう。

我國社會史上に於ける一揆の概念、分類、歴史階梯は上述の如くである。右のうち、私どもの興味と研究とに値するのは階級争闘的一揆である。私たちは是れによりて我國平民階級の特質を窺ひ得る點が少くない。

平常、深く黙して勞働にいそしめる平民、突如として猛然、恰も天啓を蒙りたるものの如く立ち上る一揆の集團、鐘、太鼓、法螺貝、蓆旗、竹槍、鳶首、輝く鎌、鉞、怒濤の如き喊聲、皆を決せる壯夫、首尾を案ずる老幼婦女子、これらの光景は現代の戩々にとりても實に感激深く眺められる。私は次にこの階級争闘的一揆中の典型的なる土一揆と百姓一揆について聊か觀察して見度いと思ふ。

第二章 土民一揆の歴史

一 土民一揆の意義

土民一揆は通常「民」の字を省略して土一揆と呼ばれる。また其運動の目的としたところに依りて徳政一揆とも呼ばる。それは室町時代の後半に頻發せる階級争闘的現象であり、主として下層階級を意味する「土民」が幕府に徳政令の發布を強要する暴動を謂ふのである。徳政は遠く鎌倉時代に起源し、公法上の權力を以て私法上の債務關係や質入契約を破毀することを意味する。鎌倉時代の徳政は、幕府直屬の武人たる御家人の經濟的窮迫を救ふに在つたが、室町時代の夫れは敢て其範圍を武士階級に限局せずして一般人民を其對象としたのである。聖書によれば古代ヘブライ民族の間にはヨベルの年なるものがあつて、七年目毎に、また四十九年目毎に舊債務

關係を全然消滅せしむべき制度があつた(申命記十五章、利未記二十五章等)。しかし其れは原始共產制の維持の目的に出てゐる。しかるに室町時代の徳政なるものは、毫も斯くの如き共產觀に出づるものに非ずして、支配者階級の權力が廢頽し、民衆的勢力の勃興したことを意味する一の政治的社會現象なのである。

土一揆は西曆第十五世紀の前半より第十六世紀の中葉まで連續する下層民の運動である。此時代は暗黒時代と稱せられる戰國期を含んでゐるが、日本社會史上、此時代ほど我々にとりて深甚の興味に値するものはない。そこには中央權力が土の如く頽れてゐる。豁達なる自由主義的空氣が一世を蔽ふてゐる。宗教改革の社會的需要が波の如く騰つてゐる。擬制的な魔術的な中央權力崇拜の思惟が破れて、武人も商人も農民も極めて現實的な精神の下に行動してゐる。冒險と計畫とを要素とする初期資本主義精神が、酒の醸される如くに醸されてゐる。此時代は正にランプレヒトの所謂「文化轉換期」に當る。此時代は舊き社會的機制が消滅し、我國社會の生

産關係、社會階級、政治、宗教の諸方面に於て新しき編制の始まらんとする重大な過渡期であつた。土民一揆も遺憾なく斯くの如き時代精神を表徴するものである。

二 土民一揆の發生原因

土民一揆の發生原因は種々の方面より觀察することが出来る。先づ最初に根本的原因として挙げらるべきは下剋上の空氣が一世に瀰漫してゐたとである。中央權力の崩壊と下層民の運動は正比例する。上に鐵の如き權力の存するとき、下よりの反撥運動は容易に壓迫せられる。下剋上とは下より上を剋するの謂であつて、當時の日本にありては將軍は管領により、管領は代官により、代官は下級の代官たる下代により壓倒せられてゐた。かゝる空氣が下層民の運動を容易猛烈ならしめたのは言を俟たぬ。激しき租税の誅求も土一揆の原因である。當時、正税も課税も多きに過ぎるのみならず、段錢、口米、棟別錢、關役の加税も重く、また義滿義政の如き馬

鹿者の豪奢は一層苛斂誅求を重くするものであつた。當時の金權階級たる土倉、酒屋、寺社の横暴も貧民の反感を挑發するものであつた。土倉は質屋業者であるが、質屋業と金融業との未だ分化しなかつた當時に於ける最重要の金融機關であり、一般平民のみならず、公卿武士の徒も一樣にその横暴に苦んでゐた。酒屋もまた有力の金融機關である。寺社は當時に於ける大地主であつて、恰も歐羅巴中世の教會の如く黄金慾に渴く僧侶の集團を以て滿されてゐた。更に飢饉の頻發が土一揆の直接原因をなしたことも少くない。十五、十六世紀の日本には少くとも十回以上の大飢饉が有る。應永二十七年（一四二〇年）には路傍に餓者相枕し死屍を車に積んで棄てた。正長元年（一四二八年）には餓民が立つて暴動した。史上最初の土一揆は此時に現れる。その他、永享十年（一四三八年）文安三年（一四四六年）寛正元年（一四六〇年）文明四年（一四七一年）永正元年（一五〇五年）天文九年（一五四〇年）等に大飢饉が有つた。封建的社會組織の下に在りては、マルサスの人口原則が鐵の如く支配する。

穀物の如き廉價にして大量なる生産物は容易に運搬することが出来ぬ。されば一朝、凶作襲來すれば、他地方が如何に豊穰であらうとも、凶作地の人間は蝗の如く死ぬるのである。食物の窮乏が革命運動や暴動の直接原因たることは歐羅巴の社會史に珍らしくない。この社會的作用は十五、十六世紀の日本にも行はれたのである。

三 土民一揆の態様

土一揆は主として首府京都や奈良を中心として行はれた運動である。文献の上に屢々現れてくるものは近江、山城、攝津、大和、河内、播磨、伊勢の地方であつて伊賀、丹波、紀伊、讃岐の名も見える。「滿濟准后日記」によれば九州地方にも土一揆の起れる形迹が有り、中國に覇を稱してゐた大内家の法律たる「大内家壁書」にも徳政に關する個條が見えてゐることから推せば、此平民運動が如何に廣き傳播力を有してゐたかを知り得るのである。しかし性質重大にして其連續的であつたものが

京都奈良附近におこつたものであつたのは言ふまでもない。土一揆は通常數千人より成る大集團であり、時として純粹の戰爭業者たる武士をその指揮者としてゐた。またその戰術として有名なる寺院神社を占領し、若し徳政令を發布せずんば是を焼くべしと威嚇してゐた。實際に於て放火を敢てしたことも珍らしくない。寶徳三年の一揆は奈良元興寺を焼いた。寛政二年には京都の三千餘町が焼かれた。文明十二年の一揆は京都の七關に放火した。このときには善勝本堂、元興寺金堂、朱雀院が焼かれた。文明十七年の一揆は京都市中に毎夜、火を放つた。文明十八年には東寺の本堂、南大門、鎮守八幡宮が焼かれた。延徳二年には北野神社が焼き拂はれた。更に土一揆が時として皇居たる内裏に侵入し、こゝに籠居せんと企てたことの有つたのは注意せねばならぬ。文明十八年にはさうであつた。明應四年にもさうであつた。天文十五年にもさうであつた。三浦周行博士は此現象を以て「徳政の要求が幕府の容るゝところとならずして、却て武力の壓迫を蒙れるに、失望の餘り一縷の望を

繋けて、こゝに聖鑑を仰がんとせしものなるべく、かの禁中閉籠の説の如きも恐らくは此上奏の望を訛傳せしものにあらざるか」と言はれてゐる。しかし土一揆は永享元年に神聖なるべき伊勢大廟の社頭に流血を敢てするほどの傳統を有してゐる。かくの如きリリスチックな氣分に満ちてゐた當年の民衆に果して博士の言はれる如き復古的精神が有り得たか如何かと考へる。

四 土民一揆の社會的性質

土一揆が「福利平均」といふ要求を掲げてゐた事は注意せねばならぬ。これは純粹なる社會主義的理想である。徳政令は強制的なる財産の平等化を意味しないことはいない。鐘を打ち鼓を鳴らして幕府に徳政令の發布を迫る數千人の集團には群衆特有なる平等化の要求が心理的に湧き上つたことであらう。最初、土一揆は苛税、飢饉その他の理由による經濟的なものであつたが、後には社會主義的改革を要求する社

會的なものに變じたと思得べき方面が有る。即ち武士を國中より追ふて土民のみの行政機關を設立せんとした山城の國一揆や、赤松滿祐を播磨より追はんとした運動の如きは其適例である。また嘉吉元年の土一揆は徳政を土民のみに適用することを拒絶し、公卿武士にも是を適用すべきことを要求し、其理由として、「公家武家の人々の切迫の條、痛々しく相存じ」この一揆を始めたのだと揚言した(建内記)。公家武家の徒が土一揆と隱約裡に相通ずる點のあたことも注意せねばならぬ。土一揆の主動者が土民であるのは勿論であるが、その内應者、援助者、從屬者として公家武家が存してゐた。後二者も經濟的には窮迫して居り、土倉の横暴に苦んでゐたのである。嘉永元年には諸大名が管領畠山の一揆討伐命令を拒んでゐる。寛正六年にも兵士が此種の討伐命令に反抗してゐる。「後法興院政家記」は文明十一年の一揆について「非一揆京都大名被官諸侍惡黨等企此事」と書いてゐる。

當時の特權階級の一たる僧侶は土民の勢力の増大を惧れてゐたが、しかも時とし

て彼等も一揆に同情を表してゐる。文明十二年に土民が當時、上下の迷惑となれる京都七口の新關を破壊したとき、「大乘院社雜事記」の筆者は是を評して「珍重々々」と言つてゐる。また武士が一揆の中に身を投じて戰術上の指導者となつた例も少くない。寛政二年の一揆の首領は蓮田市兵衛なる浪人であつたのである。かくの如きは中世末期の歐羅巴に頻廢した共産的農民運動と多大の類似が有る。(註)

(註) 中世末期には英國にも獨逸にも佛國にも大規模な一揆が起つた。それは農民が主動者であつたが、下級官吏、工匠、牧師、騎士等の加擔した全被搾取者を代表する運動であつた。カウツキイの名著「近世社會主義の先驅者」(Kautsky, Vorläufer des neuen Sozialismus)に詳しい。拙著「社會制度の諸研究」中の「中世末期の共産的農民運動」なる一文にも述べておいた。

五 土一揆の年代史

曩に述べたる如く土一揆は第十五世紀前半より第十六世紀後半に至る百數十年間の連續的運動である。殊に第十五世紀後半に於ては殆ど毎年勃發してゐたらしい。

「長興宿禰記」文明十八年八月二十五日記載には「近年毎年當折節令蜂起一曲事也」と憤慨してゐる。而して此記事が「當折節」といふのは八月前後を指すのであつて、土一揆に限らず、多くの暴動が夏期より秋期にかけて行はれることは注意の價値がある。

土一揆の數は非常に多い。其重なるものを日附順に摘記すれば次の如くである。

(1) 正長元年(一四二八年) 此年に徳政令の發布を要求する土一揆が京都と奈良とに起り、自ら徳政と號し、暴力を以て貸借契約を破棄し、抵當質物を奪ひ返した。「大乘院日記」は「日本開闢以來土民蜂起最初也」なりと記し、亡國の基これに過ぐべからずと驚愕してゐる。一揆は直に近江、山城、大和、河内に傳播したらしい。

(2) 永享元年(一四二九年) 此年には播磨、伊勢、丹波、攝津、伊賀の地方に土一揆がおこつた。伊勢にては大神宮の社頭に血を流した。播磨の土民は「國中に

侍をあらしむべからず」として赤松滿祐の兵と戦つて、これを破つた。「薩戒記」は「亂世の至也」と嘆じてゐる。

(3) 永享二年(一四三〇年)九州に土一揆のおこつたことが「滿濟准后日記」にあるが、純粹の土一揆でなく、政治的な小叛亂らしい。

(4) 永享四年(一四三二年) 大和におこつた一揆は奈良に入り、寺院に一切の年貢の免除を要求した。同年に薩自隲にも土一揆がおこり島津義久が討伐した。

(5) 永享五年(一四三三年) 信濃國守護小笠原某が上京の途次、近江草津にて馬借一揆數千人と戦つた。

(6) 永享六年(一四三四年) 近江に一揆が發して暴動をおこし、山門衆徒と共に神輿を奉じて入京せんとした。

(7) 嘉吉元年(一四四一年) 將軍義教が赤松滿祐に殺されたので義勝が將軍になつた。土民は、將軍の代初には徳政の例ありとなし、これを要求して、先づ近江

より一揆が發した。このときの一揆は堂々たるものにて、陣營十六個所に及び、京都の七口を閉鎖して物資の供給を絶ち、主力は東寺に屯して徳政令を發布せずんば火を放つべき勢を示した。金権階級たる土倉は管領細川持之に千貫の賄賂を贈り鎮壓を依頼したが、諸大名が承諾しなかつた爲めに、持之は一旦受領した千貫を再び吐き出した。土民は土民のみに徳政を適用することを拒み、公家武家をも包含すべきことを要求した。政府は已むを得ずして頗る詳密なる徳政令を發布して土民の要求を容れた。正長元年の一揆と共に記憶すべき大一揆であつた。〔建内記〕、〔管見記〕、〔東寺執行日記〕、〔東寺百合文書〕等〕

(8) 文安四年(一四四七年) 東寺領なる山城西岡におこり、京都に亂入して七條に暴動して放火し、東寺に亂入して僧侶や役人を殺した。土岐の兵士が鎮壓した。

(9) 寶徳三年(一四五一年) 奈良に一揆がおこり、元興寺を焼き、京都にては土倉

欠

欠

狼狽して、松浦を禁獄し、土岐を免じ、租税政策を一變して漸く農民を宥め得た

〔翁草〕

(4) 享保十二年(一七二七) 作州津山領におこる。久世村外數ヶ村の農民八千餘人「殿様にお恨みあり」となし、公儀に直訴せんと號し城下に押寄せ、弓鐵砲を携へた家中の侍五百人と交戦した。途中、大阪へ輸送する所謂登せ米を奪つて、差押をなし、庄屋を破壊し、質屋酒屋等を脅迫した。最後には農民側が屈したらしい。獄門百三十人、磔刑五十人と記されてゐる。(『月堂見聞集』)

(5) 享保十四年(一七二九) 奥州信夫伊達兩郡のうち五十四ヶ村の農民が夫食貸、御取箇免合等の願意にて徒黨し、代官陣屋へ押込んだのみならず、私領城下までも詰寄せて強訴した。首領小左衛門及忠次郎の二人が死罪獄門、他の二人が遠島となつた。この時に青木村仁左衛門なる名主は同村一揆を懐柔した功勞により御褒美銀十枚を貰ひ、其身一代限り佩刀を許し、且つ名字を子孫まで名乗る

ことを許された。(「科條類典」)

(6) 元文三年(一七三八) 奥州淺川におこる。原因は苛税。百姓八萬四千六百人が十八ヶ條の歎願を提げて平城下に押寄せて暴動した。庄屋その他、破壊せられたるものが多い。戦闘方法も甚だ堂々としてゐて、秩序が厳しく保たれた。反之、城中の侍の態度は甚だ怯懦であつた。農民の要求は貫徹したらしい。(「奥州淺川亂民記事」、「元文世説雜錄」、「風聞雉子聲」)

(7) 元文四年(一七三九) 但馬生野におこる。これは生野銀山の坑夫と農民との聯合運動であつた。生野へ入込んだ人数は數へ難い程であつて、竹田村より生野までの道程四里の間は揉み合ふほどであつた。鎮壓のために姫路その他の諸藩の兵が出た。當時、天草以來の騒動と噂せられたらしい。(「元文世説雜錄」)

(8) 延享三年(一七四六) 豊後日田におこる。十ヶ村の農民が聯合し、馬屋原の庄屋穴井六郎左衛門を首領とし九ヶ條の要求を幕府に提出した。穴井は死刑になつ

たが要求は貫徹したらしい。

(9) 寛延二年(一七四九) 姫路におこつた。(「窓のすまび」)

(10) 寛延三年(一七五〇) 丸龜におこつた。(「窓のすまび」)

(11) 寶曆四年(一七五四) 久留米におこつた。徳川時代に於ける大一揆の一である。二百以上の村落が蜂起し、二十萬人前後の農民が暴動した。原因は領主有馬中務大輔が淫蕩奢侈にして、租税の誅求が激しく、八歳より八十歳までの男女一人につき毎月錢四文の人頭税を徵發しようとした事が一揆の直接原因である。庄屋その他の焼討せられたものが多い。農民の要求が徹つたが、所罰されたものも無數であつた。(「久留米騒動記」、「寶曆國民嗽訴記」、「寶曆甲戌騒動御利詞」)

(12) 寶曆八年(一七五八) 美濃におこる。領主金森兵部の虐政が原因である。農民は兵部の罪惡三十三個條を列擧して起ち、他方に於て越前なる同人の領邑の農民と呼應して幕府に訴へた。金森はこのために封地を削られた。(「十三朝紀聞」、「廢

絶縁し

- (13) 寶曆九年(一七五九) 日向兒湯郡におこる。
- (14) 明和元年(一七六四) 同年十二月より翌二年に互り上州下野、秩父、熊谷等の農民二十萬人近くが暴動した。原因は課役の苛重なるに在る。幕府はその鎮壓に大分困難した。(「後見草」)
- (15) 明和五年(一七六八) 佐渡におこる。徒黨六萬人、幕府の役人細井某、佐渡奉行青山某を焚殺した。(「定晴明記」)
- (16) 明和八年(一七七二) 肥前唐津におこる。農民一萬人、虹の松原に集合し、唐津城主水野某に改革を促す。農民が勝つたが、首領富田才治は刑せられた。農民は才治を神に祀つた。(松代松太郎「東松浦郡史」)
- (17) 安永二年(一七七三) 飛驒高山におこる。近隣の諸藩より出兵した。農民が鐵砲にて犬の如く殺された。幕府が一揆鎮壓のために鐵砲を用ひたのは是が始め

である。(「後見草」「聞傳叢書」「平日閑話」「幽討餘録」)

- (18) 安永三年(一七七四) 下總八木村におこる。首領は追放となる。(「的例黄紙之寫」)
- (19) 安永四年(一七七五) 信州大島におこる。(「後見草」「譚海」)
- (20) 安永六年(一七七七) 信州井水内二郡におこる。原因は課役の苛重。首謀者二人獄門、六人遠島となる。(「平日閑話」)
- (21) 天明元年(一七八一) 上州絹糸改役所の騷動。これは純然たる百姓一揆でない農民が其集團の重要な要素であつた。(「後見草」)
- (22) 天明二年(一七八二) 上州及信州におこる。淺間山大噴火の影響にて衣食を失ひしものが多く、窮民が徒黨して暴動した。上野安中、信州上田には猛烈な戦闘が演ぜられた。(「後見草」)
- (23) 寛政八年(一七九六) 勢州津におこる。此一揆は甚だ興味が有る。即ち一揆の原因の一としては、領主が強制的に割地制度を採用しようとしたことに發して

ある。即ち「困窮の在所三十二ヶ村へ地平均申付候まゝ、是は其村に惣高を御上へ不殘召上られ百姓貧福を不分甲乙なしに平し田畑割合に作らせらるゝ趣被仰出候處甚以百姓方上下とも歸服不仕依之大庄やを以て願出といへども御聞濟なく」云々と見える。これは徳川時代に存在した我國の割地制度が領主の強制的施設に出でてゐる事を示す興味ある文献である。此一揆の經過は他の一揆と別に變りないが、其原因に於て甚だ注意に値する。(「一話一言」)

(24) 享和元年(一八〇二) 羽州山形におこる。普通の百姓一揆とやや色彩を異にし米一揆に類似したところも有る。一揆の同勢は御料にも私領にも暴動した。

(「羽州山形領徒黨一件」)

(25) 文政五年(一八二二) 丹後宮津におこる。原因は苛税であるが、しかも來年の年貢を當年に納めさせるのみならず、終には「再來年の年貢を此所にて納めよ」と嚴命するに至り、暴動となつた。翌々の年貢を前納せしめるといふ事は世界の

租税史上、餘り類例なきところであつて、此宮津の領主は馬鹿の標本である。

(「浮世の有様」(一))

(26) 文政六年(一八二三) 此年は百姓一揆の頻發した年であつた。紀州を初め伊豫松山、大和、丹後、伊勢、備中に暴動がおこつた。就中、紀州の一揆は甚だ大規模であつて、參加農民は十二三萬人に及び、城中より三百五十人の交渉委員が出たほどである。農民の希望が殆ど容れられた。(「甲子夜話」「浮世の有様」(一))「紀州

一揆覺書」「實曆現來集」「浮世の有様」(二)

(27) 文政十三年(一八三〇) 丹波におこる。

(28) 天保二年(一八三一) 毛利藩に起る。原因は當局者が國中の物産を廉價に買上げ大阪方面に賣拂ふことを計畫した事による。一揆の要求條件五ヶ條には米相場の廢止、富の停止、銀札を不換紙幣たらしめざる事等の堂々たる要求が有る(「浮世の有様」(三))

(29) 天保六年(一八三五) 美濃一國におこる。原因は代官が大庄屋と馴合ひ、堤普請と號して國內に三千兩の課役をかけ、其二千兩を着服したことに始まる。農民の要求が貫徹し、代官等は江戸に曳かれた。(「浮世の有様」二)

(30) 天保七年(一八三六) 甲州におこる。大規模なものであつた。(「浮世の有様」

(三)「武江年表」)

(31) 天保八年(一八三七) 豊前小倉におこる。小倉城に放火した。(「浮世の有様」(三))

(32) 同町四月 備後三原におこる。此年三月、大阪に大鹽平八郎の義舉があり、一敗地に塗れたが、其影響として處々に一揆があつた。備後三原の一揆も左様であつて、大鹽平八郎門弟と書いた幟を押立て、暴動した。(「浮世の有様」(二))

(33) 同年六月 越後柏崎におこる。これは館林の浪人壬生萬といふ國學者が首領となり「國賊を討つ」「大鹽平八郎門弟」等と記した旗を立て富家を焼き、代官所を襲つたのであつたが、壬生萬が戦死して潰散した。萬の妻は二歳の小兒と共に

捕はれたが、先づ兒を刺し、己も自刃した。(「浮世の有様」(三))

(34) 同年同月 攝津能勢におこる。これも大鹽亂の影響である。「徳政大鹽味方」「關白殿下御披露」等の旗幟を立て暴動した。其指揮者は大鹽の門下山田屋大助であつた。關白殿下御披露といふのは人心が幕府を去り、皇室に向つてゐた事を示してゐる。(「浮世の有様」(四))

(35) 天保九年(一八三八) 佐渡におこる。奉行が捕虜になつた。(「浮世の有様」(四))

(36) 天保十年(一八三九) 肥前唐津におこる。(「浮世の有様」(四))

(37) 同年 近江日野川筋におこる。其原因は苛税である。當時何等かの官途に就くには賄賂が必要であつたが、領主たる旗本何某は官途に就くための賄賂の資を得んと欲して農民に苛税を課した。それが一揆の原因であつた。(「浮世の有様」(四))

(38) 天保十二年(一八四一) 二月肥後相良におこる。家老が農民に追跡され、終に寺院に逃げ入つて腹を切つた。

(39) 同年八月 備中成羽におこつた。附近の諸藩が力を協せて鎮壓した。(「浮世の有様」(四))

(40) 同年十二月 阿波におこつた。米納を廢して銀納に代へんとしたからであつた。(「浮世の有様」(四))

(41) 天保十三年(一八四二) 江洲大津におこる。參加農民約一萬人である。(「浮世の有様」(四))、「天保義民傳」)

(42) 弘化四年(一八四七) 肥前島原におこる。天草郡が本據であつた。五百廿人の討手が海を渡つて向つた。(「天弘錄」)

徳川の末期に至りては處々に大小の一揆が頻發したらしい。瀧本博士は「徳川氏ノ末年ニ及ビ、一般ニ政綱ノ弛ムニ隨ツテ、各藩各地方ニ大小百姓一揆ノ演出セラレタルコト屢々ナリシガ、安政慶應ノ頃ニ至リテハ、一揆の性質、次第ニ複雑ニナリ、往々政事上の目的ヲ加味シテ、純乎タル百姓騒動ニアラザルコトトハナレリ」

と言はれてゐる。(「百姓一揆」經濟論叢第七卷第四號)。これは農奴解放以前の露西亞に農奴の叛亂が頻發して、拾收することの出來なかつた状態と似てゐる。この意味よりするも明治維新は避くべからざる歴史的必然であつた。

明治維新の進行と共に、農民が在來の拘束的な奴隸的地位より脱却し得たのは事實である。彼は單純の租稅徵收機械より人間に進化することが出來た。しかし農民は果して眞にもはや被搾取者でなくなつたであらうか。租稅と軍隊との生きた淵源といふ其歴史的傳統的地位は、もはや雪の如く消えたか。資本主義の新しい苦患は彼等を襲はなかつたか。もはや一揆は絶對に起らぬか。私はさう信じる勇氣を有しなからう。

第四章 百姓一揆の鎮壓

一 鎮壓法規

徳川時代の後半に百姓一揆が頻發したことは前章に述べたところである。武士階級の社會的統制力が頽廢して諸國至る處に大小の一揆がおこり、社會組織が變革されぬ以上、一揆が終滅しさうもなかつたのが當時の形勢であつた。紀州侯に仕へた本居宣長の「玉くしげ」には暗に百姓一揆に同情する口吻が見られるが、當時の爲政者の方針は一にこれを高壓することにあつた。武士の最も恐れてゐたのは百姓一揆であつた。領内に一揆がおこれば其領主の威嚴乃至名譽（但し此連中の名譽觀念は我々普通人のとは違ふのである）に關するばかりでなく、騒ぎが大きくなれば幕府から所領取上の處分に逢ふ虞も有るのであつた。現に寶曆の頃に美濃國の一領主金森某

は百姓一揆のために家名が斷絶したのである。下級の武士にしたところが、平生は「土百姓」とか何とか輕侮してゐても、いざ一揆となつて血相變へた農民が竹槍蓆旗を携へて大集團をなして詰め寄せてくると、一も二もなく屁口垂れたものである。

百姓一揆は勃發的なものであつた。これは現代の同盟罷工が必ずしも前々より統一的に理詰め計畫されたものでなく、何かの機會によりて急に勃發するのと同じである。百姓一揆の要求條件は大抵貫徹してゐるが、同時に首謀者が犠牲となつて磔刑や獄門になることが多かつた。幕府は峻嚴な法規を設けて一揆の豫防や所罰を規定したものである。それは曩に問題となつた過激運動取締法案と精神が似通つてゐないこともない。目下、同法案のことが大分物騒がしいから、昔の百姓一揆の鎮壓のことを回顧して見よう。

徳川時代に於ける農民の運動は廣義に於て徒黨、強訴、逃散の三者より成る。明和七年四月の幕府の制令には此三者の意義を明かにし、「何事ニヨラズ宜シカラザル

事百姓大勢申合セ候ヲ徒黨ト唱ヘ徒黨シテ強テ願ヲ企ツルヲ強訴トイフ或ハ村方立退候ヲ逃散ト申ス」となしてゐる。「山本大膳五人組帳」には「難シ立願を大勢申合而願を強訴といひ、大勢申合遺恨を以民家等打潰し亂暴いたし歩行を徒黨といひ」と書いてゐる。逃散といふ字は北條泰時の編纂した「貞永式目」にも見えてゐるから由來の久しいものである。これは領主が農民を土地に隸屬せしめやうとするに對し農民が村落を擧げて脱走するのをいふ。強訴といふ字も由來が久しく「大内家壁書」にも此字が有る。この三者は農民の集團的運動の内容の分類であるが、徒黨と強訴とが最も結合し易いことは明かであつて、徳川時代の百姓一揆は主としてこの二者の結合であつた。徳川氏の成文法たる「御定書百箇條」によると、「地頭江對し強訴、其上致ニ徒黨ニ逃散之百姓御仕置之事」の條には、頭取は死罪、名主と重追放、組頭は田畑取上の上に所拂、總百姓は村高に應じ過料とある。

「文化律」には

強訴徒黨併逃散百姓御仕置之事

一、強訴徒黨致候者

頭取 死罪

引續候者 重追放

肝入 同斷

總百姓村高に應じ 過料

一、一村一味連判致、本肝入江寄セ及ニ騒動ニ候者

頭取 死罪

金ヲ存居不_レ指留_二所人 重過料

といふやうな詳しい規定が出てゐる。

百姓一揆に關する幕府の制令の雨下したのは明和年間であつたらしい。此時代は例の田沼が悪どい勢力を擴張しつつあつた時代で、吉宗の享保の治が漸次に忘れられ、百姓一揆がそろそろ盛大に赴きつつある時代であつた。尤も享保の治なるもの

が徳川氏の官僚乃至御用學者が讚美したほど立派なものでないことは今日の史家の殆ど一致するところであるらしく、百姓一揆も享保時代より其盛期に入らんとするのである。農民の徒黨強訴逃散に關する法令は既に享保、寛文、寛延の頃より詳しいものが出てゐるが、明和の頃には一層詳しくなつてゐる。今、「天明集成絲綸錄」から二三を拾ふて見るならば、先づ明和四年九月の令には、近時西國筋の百姓共は我意強く御代官や領主地頭の命令に服従しないやうだが、それは不屈至極のことであり且つ是に對して嚴格な處罰をしないやうだが、これも不都合であるといふ意味を述べてゐる。明和六年二月には三つの法令が出てゐる。それには徒黨したものに對しては、たとへ取上ぐべき願であつても、理非に及ばず取上げてはならぬとか、天領私領といふやうな區別に拘泥せず、直に最寄の領主より人數を出し、手強く打散らし、手にあたる者を搦め捕れとか、大分血迷ふた文句が見えてゐる。右のうち傑作と思はれる法規を次に引いて見よう。

御勘定奉行。(明和六年二月)

遠國百姓共願を合、所々にて寄合、手段企、廻狀杯を出し、外村々之者は、趣意は不辨して、不_レ得_二止事_一罷出、大勢集、村役人居宅、又は遺恨に存候者之家作、併諸道具を打損じ、吟味に相成候上に而、數ヶ條之願を申立候類も有_レ之候得共、公儀を憚領主にて申宥、穩便に取鎮め候儀を專要に致候故、百姓共がざつに相成、及_二狼籍_一不法之儀共有_レ之候、(中略)以來御料所之百姓共騒立候は、其領主又は最寄領主より人數を出し私領にて騒立候は、領主又は最寄領主より人數を出し手強打散し、手に當候者共はからめ捕、願の趣は不_レ及_二理非沙汰_一取上不_レ申、他所之引合有_レ之差出一領限りに候は、其領主にて吟味を遂げ、仕置之儀可_レ被_二相伺_一候萬石以下之知行所騒立候節も同様可_レ被_二相心得_一候。

明和八年には門訴に關する規定をしてゐる。門訴といふのは強訴に類するものであつて、多人數が相率ゐて領主、地頭代官等の門前に押し掛け訴訟することをいふ

のである。これに對する處罰としては、門訴の頭取たるものは遠島、總代となつて門前に詰めたものは三十日或は五十日の手鎖、残りの總百姓は屹度叱り若くは村過料とある。村役人でありながら門訴に加つた名主は中追放、組頭は所拂となる。而して門訴のなかで鎌などを腰に指してゐたものは強訴徒黨として處分するといふのである。此門訴の禁の理由として、公儀に對し不届なるのみならず、往來の妨となる——即ち交通の妨害といふ愚理由を揚げてゐるのは滑稽だと思ふ。

徳川幕府は切支丹や拔荷(密貿易)に關して密告政策を奨勵してゐるが、百姓一揆についても左様である。一揆の企てを密告したり、これを取り鎮めたりしたものは銀幾十枚の褒美にあづかつたり、一生苗字帶刀を許されたりする。明和七年の法令には「右類の儀之れあらば居村他村に限らず早々其筋の役所に申出づべし、御褒美として徒黨の訴人は銀百枚、逃散の訴人は同斷右の通り之を下さる。品により帶刀苗字を御免あるべき間、假令一旦同類に成るとも告發するに於ては其の科を赦され

御褒美下さるべし、村々騒立候節村内の者を差押へ徒黨にかゝはらず一人も差出さるる村方之れ有らば村吏にても百姓にても重もに取鎮め候者は御褒美下され帶刀苗字御免あるべし、差し續き静め候ものも若し之あらば夫々御褒美下さるべきものなり」とある。現に享保十四年に奥州信夫伊達兩郡に一揆がおこつたとき、青木村名主仁左衛門といふのが同村より一人も強訴人を出さなかつたのが奇特だといふので御褒美銀參枚を與へ、其身一代限り帶刀を許し且つ苗字は子々まで名乗ることを許した例が「科條類典」に出てゐる。これは今の言葉を以てすれば罷工破りの奨勵であつて卑劣千萬のものである。

二 鎮壓事例

徳川幕府の鎮壓方針は大體に於て以上の如くであつた。それは實際に於ては如何なる態様を以て鎮壓せられたか。上の鎮壓法規は幕府の發布したもので、必ずしも

諸國の領主を完全に支配するものでなかつたが、大體に於て上述の方針が守られてゐたと思はれる。次に百姓一揆の鎮壓例の二三を述べやう。

享保十二年に作州津山で一揆がおこつた。百姓人數六千人ばかりが久世村にて勢を揃へ公儀に御願ありと號し、米藏に封印をし、大阪への輸送米を差押へ、庄屋を荒らし、津山城下に寄せてきた。領主側では種ヶ島卅玉鐵砲百二十挺、大筒五挺、ほうろく火屋、鎗等を準備し農民と慘憺たる交戦をしたが、農民側の惣大將牧村の徳左衛門や二番目の大將平兵衛なども捕へられ、打首が數十人、獄門にかけられたものも多く、農民側の慘酷な敗北にて終つた。かくの如く武士及び農民が堂々たる交戦に及んだのは珍らしい例である。

元文四年に但馬生野銀山に於て坑夫と農民とが聯合して一揆をおこした。この時には數千人が代官役所に詰めつけ鯨波を揚げ、今にも暴動を始めさうなので、代官が門前に出て、高百石につき米三十石宛、免は是迄の半分といふ協定をして墨付を與へ引取らせやうとしたが、終に暴動となり、そのために姫路其他より出兵し、百六十人ほどが召捕られ、籠者十一人、手錠廿一人、拷問などを用ひて穿鑿した。此時には附近十二藩の兵が鎮壓のために集つたといふ。

寶曆四年の久留米の騒動は甚だ大規模のものであつて、參加農民が二十萬人にも及んだと云はれるが、それだけ處罰されたものも多い。「列侯深祕録」所收の「寶曆四年戊歲騒動御制詞」は當時、處罰された者の名前、罪名、判決理由を詳記してゐる。それによると死刑五人、梟首九人、刎首七人、三郡追放二人、五郡追放十三人、七郡拂五人、其他五里四方村拂、三里四方村拂、過料十貫文、過料七貫文といふが如き罪名數十人である。そして騒動の際、村方に示しがよかつたといふので銀子七枚、一枚、太米三俵といふが如き褒美を受けたものもあり、星野村の四名は加擔しなかつたといふので「今般被_二召揚_一候者抱田畑不_レ殘、右名へ被_二下置_一候」といふ漁夫の利を占めた。しかし久留米一揆は要求も貫徹し、其擴大の範圍の割には所罰を受けた者の數が少

かつた。

明和元年の暮に上州や武藏の農民が暴動した。翌二年になつてから漸く鎮つたが幕府は其首謀者の召捕りの爲めに與力同心を出し「是によりて五郡の土民の長たるもの或は十人十二人、こゝかしこにて召捕られ、其數何百人と云に至り、一つ獄屋に押入らる。それも猶ほ餘りて果ては品川淺草兩所の溜といふ獄屋迄にみち／＼たり凡此度の騒動に其罪いまだ定らざりしに其前に獄中にて死せしもの其數を知らずとなり」と「後見草」の著者は書いてゐる。

安永二年に檢地のことが原因となつて飛驒高山に一揆があつた。初め農民の代表者が江戸に出て老中松平某に駕籠訴に及んだが、却て七十餘人の百姓が入牢となつた。國許の百姓はこれに憤慨して高山の代官所に押寄せた。この時には近隣の美濃の青山家、大垣の戸田氏、苗木の遠山氏等から鎮壓のために加勢が出た。この時、多くの農民は鐵砲を以て打殺された。「後見草」は「今の御代治りて後、鐵砲を以て土

民を殺し侍る事此時を初めと聞く」と書いてゐるが、これは幕府の一揆征伐に於て始めてなのであつて、既に各藩の領主が自領の一揆鎮壓に際し鐵砲を使用してゐるのは、享保十三年の津山騒動に於て明かである。猶ほ飛驒の騒動には四人を磔刑とし十二人を獄門に曝し、一人は討首、十三人が遠流に處せられた。

安永六年の信州高井水内二郡の一揆では首謀者二人が獄門、六人が遠流、其他多くのものが追放に處せられた。

享和元年に羽州山形に一揆があつた。二千人ほどが一團となり庄屋や代官所を荒らして歩いた。其のうち十四人を捕へたが、六人は手負であり、二人は即死したといふ記事が「羽州山形領徒黨一件」に出てゐる。武士との間に多少の交戦があつたらしい。また發頭人の全部を捕へ得なかつたものらしい。

文化五年、丹後宮津におこつた一揆は、領主の苛斂誅求が甚しく、百姓に對し一日二文の人頭税を徵收するのみならず、翌翌年の租税を前納せしむるといふやうな

無鐵砲なことをした爲めに起つたのである。此一揆は家老が必ず身に引受けて要求を貫徹せしむべき保證をした爲めに一旦收つたが、後には是れを食言し、頭取十五六人を召捕り京都に護送した。

文化六年には紀州に大一揆があつた。十萬人以上の農民が騒動した。領主側でも三千人程の役人が鐵砲や槍にて打ち廻り、双方に死傷が多かつた。數百人が召捕られ、二十人以上が獄門に梟けられたらしい。

天保十年に唐津で一揆があつた。このとき召捕られたものが千人にも達し、そのために新しく獄屋を作つたほどだが、何れも「火水の責に逢ひぬれども只平和なる返答のみにて唐津の苛政を申立つるのみ」なので、大に困り、結局二十人ほどを發頭人として處罰したといふ。

以上は極く僅小の例を擧げたに過ぎない。しかし一揆の鎮壓例は大抵似たり寄つたりであつたらしい。徳川時代の農民の不幸な有様は以上の如き取扱方法のなかに

充分現れてゐる。そのくせ、當時の治者階級は、農は國の基などと繰り返してゐたのだから恐れ入つたものである。畢竟、農は國の基といふのは、農民は租税搾取の生きた機械といふ程の意味に過ぎなかつた。

以上は農民に對する鎮壓の事例を観察したのであつたが、領主若くは代官が農民を虐待したといふ理由を以て處罰せられたことがないことはない。其例は慶長八年の昔に溯る。即ち同年に佐渡の百姓が江戸に上り、同所の役人四名が租税に五割増の増税をして私腹を肥してゐるのを訴へたところ、其内の一人は改易され、二人は暇を出され、一人は自殺した。そのことは「佐渡志略」や「佐渡風土記」に出てゐる。佐渡は離れ島の故か、徳川時代に數回の一揆があつた。寶曆八年には美濃郡上郡の領主金森兵部少輔が百姓虐待のために封を削られた。「翁草」には其詳説が有る。これは領民が江戸に訴へ出た結果であつた。天保六年に美濃の百姓が一揆をおこしたが、それは代官青木某が庄屋と馴合ひ、堤普請のためと號して領内に課役をかけ三

千兩を集めて二千兩を着服し、残りの一千兩にて簡単な堤普請をしてゴマかさうとしたのが發覺したからであつて、私欲の役人數十人が關東にひかれたことが「浮世の有様」に出てゐる。猶ほ一揆に關聯して役人が職を免ぜられた例は甚だ多い。徳川時代に於ける諸侯の削封を年代的に記してゐる「廢絶録」をよく讀んで見ると、農民虐待に原因して封を奪はれたと思はれる大小名が數人ある。これは一見公明正大らしい遣り方のやうに思はれるが、幕府は諸侯に對し本來毫も好意を持つてゐるものでなく、機會あらば封地を沒收して天領に加へたり、適當の人間に是を再配分しようとしてゐたのであるし、百姓を虐待したものを處罰するといふことは更に一層好都合に農民の勞働力を搾取しようとするものであると言へない事もない。ロシアの農奴はカタリナ二世の時に最も慘憺たる有様に陥つたが、同女帝の治世中に農奴殺しの罪を以て處罰されたものは僅に六人に過ぎなかつたと言ふ。が、それに比べて徳川時代の方がよかつたか否かは容易に判斷し得ない。

徳川の末期には百姓一揆が頻繁であつた。しかし其はよくよくの場合でなければ起り得なかつた。「翁草」の著者が「地頭の聚斂強くなり、百姓を虐げる故に、民窮困して飢渴に及ぶに至りて、地頭を怨み死兵となりて一揆を發すなり」と書いてゐるやうに、百姓一揆は生命を賭した死兵に外ならなかつた。従つて一揆は萬策盡きた後に發生するものであつた。本居宣長は「玉くしげ」に町人百姓の徒黨強訴のことを論じ、「まづ一旦靜まれば、よき事にして、さのみ跡の吟味も委しからず、張本人を一兩人とらへて、定まりの通り刑に行へば、其むきにて跡の上の取計ひをも嗜み改むる事も」せざることを難じ、「たとひいかやうの計略をめぐらして十分勝をとるとも敵とする處、皆自分の民なれば、一人にても損ふ時は、畢竟は自分の損也、又手にあまれる時、近國杯より加勢して人數を出されては、たとひ早速鎮まりても彌恥辱の至り也」となしてゐる。かやうな開明的な意見は決して當時に於ても數の少かつた議論ではない。當局者中にも此種の意見を抱いたものが有つたらう。しかし彼等

は自己の生存理由としては如何にしても農民を搾取せざるを得なかつた。そして一揆がおこつた時には、木偶の棒のやうに上長の命令を奉じて鐵砲や槍を農民に向ける下役人を使つては、一揆を「鎮壓」してゐたものである。しかし其れは一時的な鎮壓に過ぎなかつた。徳川後半期に頻發した百姓一揆がなくなるやうになつたのは、徳川が滅び明治維新の到來することが、どうしても必要であつたのである。

第五章 古代日本に於ける勞働の歴史

はしがき　こゝに古代日本といふのは國初より平安朝初期に至る時代を指すのである。

一 勞働の歴史の概念

マルクスの言つた如く、勞働は人間と自然との間に於ける材料の變化についての自然的必然的事項である。殆どすべての經濟財は勞働を内含するのであつて、使用價值の大部分を創造する者は勞働に外ならない。使用價值の形成者としての勞働自身はあらゆる社會形態より獨立するが、經濟財の豊かると否とは社會の形態を決定し、その繁榮を左右する力を有するのである。宗教的要素や倫理的要素も社會の進化に参加するであらうけれども、經濟財は最も強き社會進化の決定者である。(最も經濟財の豊富なると否とが人を墮落せしむるか向上升せしむるかの問題はこゝに問

はない。バツテンの所謂快樂經濟の階梯には、人は苦痛經濟の階梯の堪苦力や努力を失つて墮落するものであるけれども。

經濟財は殆ど勞働の結晶である。従つて眞の社會史はその本質に於て、勞働の歴史に還元せられ得るのである。しかし不幸にして過去の歴史書はかゝる方面に深き注意を拂ふものでなかつた。人類の社會に政治組織が発生すると、治者及び被治者の二大階級が對立するやうになり、治者が専ら政治し、被治者が専ら勞働するに至る。過去の歴史書の主要な任務は治者群の政治關係を叙述するに在つた。權力の爭奪、征服事業、支配者の生死は細かに記録せられてゐるが、被治者群の勞働の歴史は深く埋れはて、今日、その狀態を究むる事は甚しい難事となつてゐる。それは政治と關係ある方面、例へば租税や課役や貢納といふが如きものに限りてやゝ詳密に記してゐる。政治も重大な社會現象であるが、勞働の歴史を無視して眞の社會史を編むことは全く不可能である。

勞働の歴史といふことは二個の概念を包含する。

第一は勞働の組織の歴史である。勞働は有目的、合理的の行動であり、一時代に於ける一社會の勞働は必ず何等かの原則によりて規律せられ、體系化されてゐる。譬へば原始社會の家族共產體、若くは氏族共產體、中世のギルド制度や農奴制度、近世の工場勞働制度といふが如きものがさうである。私はかくの如きものを勞働の組織と名付ける。この勞働の組織の發生、推移、發展を研究することが勞働史の第一部門である。

第二は勞働者階級の歴史である。一社會に於ける勞働者階級は種々の要素によりて構成されてゐるが、常に或る特定の集群が其社會に於ける基礎的原則的なる勞働者として現はれて居り、全勞働者階級の意思、目的、志向といふが如き主觀的方面や、勞働の體制、その經濟的效果、治者より搾取せられる程度といふが如き客觀的方面を代表してゐるのである。この基本的なる勞働群を中心とし、其周圍なる勞働群を

籠めて觀察することが勞働史の第二の部門である。

勞働の組織の歴史と勞働者階級の歴史と、この兩者は分離すべからざる關係に立つて居り、全體としての勞働史は兩者を通ずる原則の綜合であらねばならぬ。私は我國の勞働の歴史を系統的に叙述し得るだけの力を未だ持つて居ない。それ故、こゝには後代の勞働關係に重大の影響を與へたと思はれる二三の事項を、神秘化されてゐる我が古代史より取り出して研究して見度い。猶ほ一言添へておき度いが、我々が遙かな古代社會にまで眼を馳せやうとするのは、眼前の事實を却て新しく解釋せんが爲めてある。過去數千年間に於て人類社會は本質的の變革を成して居ない。原始社會の心理生活や、征服國家の政治關係は今も執拗に現代人を縛めて居る。今も我々はマルクスの所謂歴史前紀の状態に在る。かゝる状態は、悠久なる人類史より見れば、過渡的なるものに過ぎぬと同時に、これを根本的に了解せんと欲すれば先史時代か、少くとも原史時代よりの連鎖を辿らねばならぬのである。

二部の組織

部は上代日本に於ける最も根本的な勞働の組織である。それは國家の創設より西歷七世紀の半ばなる大化改新に至るまでの基礎的勞働制度であつた。

國家成立以前の日本には多くの異種族が並存してゐたらしい。考古學者、人類學者は少くとも四個の人種系統を數へてゐる。第一は我國石器時代の主要の住民たるアイヌ族、第二は彌生式土器を遺した所謂原日本人プロトジャパネース（固有日本人ジャパネースといふ人もある）、第三は九州の一角に占據したるらしき短軀彎毛のインド・ネジアン、第四は考古學上の不可思議たる銅鐸を殘せる不明瞭の人種がこれである。彼等の社會が共同の血液に依りて緊密に結合する血縁的社會であり、封鎖的な孤立的なトライブの生活をしてゐたものであつた事は充分に想像される。神武紀に所謂「邑に君あり、村に長あり、各々疆を分ちて相凌轢す」といふ言葉は斯る状態の説明として採用することが出

來やう 而して原史時代の何れかの時期に、前に述べた原日本人と同系の種族が此聯島に向つて大移動をおこし、征戰を重ねて、いつか「やまと」の朝廷を作つたのである。この政治關係の發生は日本社會の曙である。これより人種的融合は盛に行はれ異種族は單純されて「日本民族」となり始め、地域的統一が始まり、社會は治者と被治者とに分裂し、血縁と地縁とが重要な作用をする原始征服國家が鑄上るのである。

この征服國家を支配した社會結合の原則は大化改新までの日本社會を律してゐたと見らるべきである。即ち地縁的結合の重要は漸次に増大したが、血縁を紐帶とする社會結合の原則は猶ほ強く作用し、「うち」の制度となつて現れた。基本的勞働制度なる部は、その隆盛期に於ては決して同一血族の結合でなく、不自由民の團體であつたが、しかも同一血族の係を有し、それ自身、血族的團結の模寫であつたのである。

部とは世襲的に同一の産業的活動に従事するものの團結である。部を構成する部民は「とものみやつこ」(伴造)によりて統制される。「とものみやつこ」と部民とは必ずしも血族的關係を有するものでなく、兩者は上下の關係によりて結ばれる。記紀兩書を始め其他の古書に現れる部の數は無數であつて、數百にも及び、また其活動範圍は祭祀(忌部、税部、宮部、神部、語部等)、政治(税部、刑部、財部、解部、藏部等)、軍事(來目部、物部、太刀佩部等)、文書(文部、史部)其他に亘るが、産業上の部が最も多い。即ち工業的方面については鏡作部、玉作部、矢作部、倭文部、服部、綾部、錦部、酒部、金作部、鍛部、土師部、陶部、石作部、猪名部、手人部、宮部等があり、農業方面には田部、園部、春米部、三田部などがあり、狩獵漁獵方面には鳥取部、鳥養部、犬養部、海部、川人部などがあり、其他林業牧畜方面にも山部、山守部、猪甘部、馬飼部などの名が見える。舊來の歴史家はこの部の組織を以て上古の日本には分業が存したのだと説明する。しかし當時の原始的な經濟生

活に於て今日の國民經濟的意義に於ての分業があり、職業の分岐があつたとするの
は滑稽である。部は團體と團體との間に於ける經濟的活動の分掌といふほどのもの
であつたと考へられる。

部の起源は所謂神代に發してゐる。日本書記の一書や古事記には天孫降臨に際
して「五部神」「五伴緒」が隨從したと記してゐる。原始の部は同一血族より或り、世
襲であり、首長と部長との間には奴隸的關係なく、部民は直に氏人であつた。異れ
る「うち」が異なる經濟的活動に従事してゐる此状態はビュヒャーの所謂種族的工
業の議論を援用して説明するのが最も穩當であらう。來目部、物部、忌部、弓部、
倭鍛部の如きは此種の原始的な部より出てゐる。しかるに征服事業の進行、社會組
織の複雑化、規律的な生産力の需要等の原因により被征服者を以て部を組織し、征
服者中の有力者が「とものみやつこ」として是に臨み、諸種の労働を規律的に營ませ
るに至つたのだと解する。細井貞雄の「姓序考」に「太古は姓に尊卑のけちめありて

職に貴賤のわきためあることなかりし也、太古は職をしても世々に仕奉て是彼に轉
任ことはあらになく——故、太古は其職を以て氏とせしものぞ多かりける、くだれ
る代となりて氏と職とのわきため出來て」と説明してゐるのは、この間の消息に通
じたものである。

部には公私の別があつた。公の部は皇室に屬するものであり、私の部は豪族に屬
するものであつた。前者の部民を品部といひ、後者の部民を部曲といつたと解する。
通説は品部と部曲とを同一視してゐるが、品部は皇室に隸屬する部民であり、部曲
は諸氏私有の部民である。例へば垂仁紀三十九年の條に天皇が五十瓊皇子に楯部等
の十箇の品部を下賜する記事が有る。また大化二年の詔には臣、連、伴造、國造、
村首の所有してゐる部曲の民を廢止するといふ語が有る。書紀の其他の箇所にも品
部と部曲とが使ひ分けられてゐるところが少くない。而して文献の上に明瞭に記さ
れてゐるのは品部即ち皇室所有の部であつて、上代の工業、農業、林業其他の方面

に於ける彼等の勞働が甚だ重要であつたのが分る。部曲即ち豪族私有の部については餘り明かでない。しかし彼等の數は甚だ多かつたらしく、雄略紀には大連等の部曲が甚だ廣大であつて國に充盈するといふ記事や、豪族が秦人の遺民を抄略するといふ記事が有る。強大な豪族は皇族所有の部民をも掠奪しようとしたらしい。皇極紀には蘇我蝦夷が恣に聖德太子の家に隸屬してゐた部民を使用したのを、太子の長女が慨嘆する記事がある。しかし皇室が強大である時には豪族の部民を沒收することもあつた。雄略紀には菟代宿禰の所有する猪名部を奪ふ記事があり、清寧紀には上道臣の山部を奪ふ記事がある。

部には其地位の貴賤があつたらしい。鏡作部の如く公民に近いものもあれば、鳥飼部の如く奴隸に近いものもあつた。鳥飼部の如きは顔に黥を施されて居た。

要するに部は原始的形態に於ては氏と一致するものであり、氏の間には於ける政治的經濟的分掌を意味してゐたが、征服國家の成立以後には氏と部との必然的關係が

次第に消滅し、部民と其統制者たる伴造との間には血族的關係がなく、部民それ自身一種の不自由民より構成せられるに至つたと解する。而して記憶すべきことは部が血族團體たる氏の模寫である點であつて、部民は已れの戴く伴造の氏をとるやうになり、同一の氏神を信ずるやうになり、同一の血族と信ずるに至つた。氏に部名を附するものが多いことも、氏と部とが合一してゐた發生時代の傳統に基くものである。

上古の日本に於ける社會結合の紐帶は血族觀念であつた。大化改新近くに於てこの血族觀念が假設的なものに變化したことが認められるが、猶ほ充分なる規範力を持つてゐた。勞働の基本的制度たる部にも血族團體の原則が影響してゐたのは上述の如くである。此時代にも純粹の奴隸は存在してゐたが、それは此時代に於ける主要な勞働力の提供者でなかつた。奴隸經濟が旺盛を極むるに至るのは氏族制度の崩壞以後であつて奈良朝がその盛期を代表するのである。

三 やつこ

上代日本には「やつこ」と呼ばれる奴隸がゐた。品部も部曲も不自由民であつたが、純然たる奴隸ではなかつた。「やつこ」は品部や部曲よりも賤視された純粹の奴隸であつたらしい。やつこの語義は「家ノ子」いふのであるさうだが、これは彼等が各家庭に隸屬する奴隸であつたことをよく物語つてゐる。上代の日本は未だ大規模の奴隸經濟の時代でない。部に代るべき勞働組織として奴隸の現れてくるのは大化以後であり、殊にその隆盛を極むるものは奈良朝時代である。初期の羅馬に於ては奴隸は各家庭に隸屬するものであつて、その取扱も後世の如く酷薄でなかつたといふが、上代の日本の「やつこ」は初期の羅馬の自由民の家に勞働の補助物として養はれてゐた奴隸と類似するのである。

やつこといふ字は古くより見えてゐる。神代紀には彦火火出見尊が潮溢瓊を用ひ

て其兄を溺死させようとした時に「汝のやつこになるから免してくれ」と哀願されたとある。また神武の兄五瀬命が負傷のために死ぬるときに、やつこの痛手に命を落とすことを嘆ずる言葉がある。これは輕侮を現はした言葉である。應神紀には武内宿禰が其弟と争ふて探湯をして勝ち、是を殺さうとしたのを紀伊直等之祖に賜ふ記事がある。雄略紀には冒瀆者根使主の子孫を沒收して一は皇后の部民とし、一は茅渟縣主の負囊者とする記事が見える。女子奴隸も早く居たらしい。武烈紀八年三月の條には猥りに女子を殺したり婢とする記事が有る。また寺奴、神奴の名も見えるから、寺院や神社が奴隸を所有してゐたのである。これは犯罪等の原因により奴隸に沒入されたのも有つたらう。韓奴、高麗奴、蝦夷奴の名も見えてゐることより見れば、異種族を征服して奴隸とすることも有つたのだ。

しかし上古に於てはやつこの數は恐らく少かつたらう。それは部が根本的勞働組織であり、品部や部曲が重要な勞働民であつたからである。古書にはやつこに關す

る記載が少い。しかし是れを財産視する觀念は存在してゐた。また、やつこを解放して「やけびと」(家人)となすことも行はれてゐたと思はれる。

四 宮廷工業の労働者

西曆六四五年に大化改新が行はれた。これによりて政治上、社會上、經濟上の種々なる變革が行はれた。これより王朝時代が現れる。大化改新は族制政治を破壊し中央集權制度を生み出したやうに見えるが、今日の意味に於ける中央集權に非らざることは言を俟たぬ。氏族制度は崩壊したが、其跡には西洋經濟史家の所謂「家の經濟」(Oikenwirtschaft)が現れてゐると思ふ。貴族や大寺院や宮廷やは一の大きい「家」と見られる。メロヴィンガー王朝が一の大きい自然物經濟の單位であつた如く大化改新以後の宮廷も、私的には一の大きい「家」であり、その經濟は一の尨大な私經濟であつたと思はれる。

この時代に於て未だ農業と工業とは決定的な分化をなしてゐない。國民の主要な産業は農業であり、一般的に言へば工業はビュヒャーの所謂家内仕事の領域を出づるものでなかつた。此時代の工業の指揮者は實に宮廷である。宮廷は其事業として工業を經營すると共に、調庸を貢進せしめることに依りて工業品の生産の普遍化にも力を注いでゐた。

農業が唯一の産業である時代でありては、工業は多く不自由民の司るところである。我國の工業は最初、宮廷に隸屬する不自由民の團體たる部より始つたのである。大化改新によりて部の組織の廢止せられると共に、一層組織立ちたる宮廷工業が現れた。大寶令によれば中宮の圖書寮には寫書手、裝潢手、造紙手、造筆手、造墨手紙戸があり、内藏寮には典履、百濟手部があり、畫工司には畫師、畫部があり、治部省の造兵司や主船司には雜工部、船戸があり、大藏省の典鑄司に雜工部、漆部司に漆部、縫部司に縫部や縫女部、織部司には挑文師や挑文生や染戸、宮内省の木工

寮には工部、造酒司に酒部、鍛冶司に鍛部や鍛戸、土工司に泥部や泥戸、主水司に水部、内染司に染師といふが如くに、特種の工業に對する機關が設けられ、これに附屬する勞働者も存在してゐたのである。これらのものは宮廷の需要に應ずるものであつて、その單なる法律上の擬制的規定でなかつたことは、彼等の勤務年限、定員、補缺、食料の供給、功程、勤務時間等に關する規定が大寶令以後に於て類聚三代格や延喜式のなかに頻りに現れてゐることによりて知られる。これらのものは前代の部の組織の延長であり、改善であり、發達である。例へば織部司は服部連や太秦公宿禰の督してゐた工人を收めたものであり、漆部司は漆部連の統制してゐた漆工の後身によりて組織されるのである。

これらの宮廷工業の勞働者は多く不自由民である。その主成分は品部（前代の品部と異なる）と雜戸とであつた。彼等は一括して雜色とも呼ばれる。彼等は賤民ではないが、一般の自由民たる公戸ではない。恐らく前代の品部や部曲の後身である。

彼等は諸官司に附屬し、課役に代へて技藝を以て仕へるのである。しかし年月と共に彼等の地位は向上したらしく、延喜式に於ては木工寮に鍛冶戸、左右馬寮に飼戸兵庫寮に鼓戸が残つてゐるばかりである。卓越した技藝を持つてゐた雜戸に對し雜戸を免じて姓を與へたり、雜戸を免じないが姓を許したりする記事が續日本紀に記されてゐる。

以上の如き宮廷工業は如何なる社會的效果を持つたか。第一には工藝の著しい進歩が見られた。第二には諸國の人民の間に工業技術を傳播させた。經濟史的に重要なのは第二の點である。織部司に屬する挑文師は元明帝以來、屢々諸國に派遣されて織技を教授して歩いた。それは調庸として絹其他を徵發するに在つたが、諸國にかゝる技術を傳へた効果は大きい。延喜式によると絹帛を調貢する國は三十六ヶ國の多數に上つてゐる。農民は自家用若くは市場のために斯くの如き經濟財を生産したのでなく、調庸のためにしたに過ぎないが、これによりて何程か宮廷工業が民衆

化(?)され、所謂家内仕事の發達を見るに至つたのである。今昔物語には家内仕事と思はれるものや、ビュヒャーの所謂賃仕事と思はれるものに關する二三の記事がある。しかるに應て承平天慶の亂となり、地方は混亂状態に陥り、海賊強盜が蜂起して京都へ集る諸國の調貢を掠奪した。かくて宮廷工業も農民の家内仕事もいつしか衰へ果て、王期末期には工業上の暗黒時代がくるのである。

五 奴 婢

氏族制度が崩壊し始めると、それにつれて大家族制度が明確となり、血縁者の勞働力を補ふために奴隸の勞働力が重要な程度を増してくる。最初、奴隸は家族の一員として取扱はれ、家族の勞働の重要な補助者であつたが、やがて勞働組織は大規模な奴隸經濟の方へ進んで行くのである。希臘羅馬の「家の經濟」は正に奴隸の勞働力を基礎とするものである。わが經濟史上に類例を求むれば奈良朝は奴隸經濟の盛

期である、宮廷も貴族も寺院も自由民も奴隸の所有者であつた。六國史、類聚三代格、正倉院文書、日本靈異記、今昔物語の類には王朝期の奴隸の有様がよく描き出されてゐる。

大寶令は官戸、陵戸、家人、公奴婢、私奴婢の五種の賤民を記してゐる。官戸、陵戸、公奴婢は公有奴隸であり、家人と私奴婢とは私有の奴隸であると言ふことが出来る。このうち、典型的な純粹の奴隸は私奴婢に外ならなかつた。王朝時代の社會階級を見るに、貴族階級としては位階の所有者があり、自由民としては公民があり、半自由民としては品部雜戸の雜色があり、その下に賤民があつたのであるが、賤民の最下位なる奴婢は同時に當然に全國民の最下位にあつた。何れの家も奴婢を有してゐた。在來の史家はわが上代の奴隸が必ずしも慘酷でなかつたと言つてゐる。また王朝の文化の華麗なことに眩惑して、その文化の基礎が奴隸の勞働力に在つたことを忘れてゐる。咲く花のにはふが如き奈良の文化の半面には奴隸の悽慘な涙の

歴史が有る。埃及のピラミットや羅馬の大水道が奴隸の血肉の結晶であつたやうに、平城京の建設、東大寺の大佛像の建立には無数の奴隸の血が涸らされたのである。

奴婢は純然たる財物であつた。古代日本の經濟財は綿、布、稻、牛馬、太刀、鏡、獸皮等であつたらしいが、奴婢もまた重要な經濟財であつた。天武紀には大減に際して郡司が奴婢十人づゝを出したことを記してゐる。關市令は奴婢の賣買については官司を経て價格及び所有權の移轉を記載した證文を作れと規定してゐる。奴婢を盗んだものは盜に准ずることが賊盜律に定められてゐる。これは所有權の侵害を意味するから當然に此種の規定が生ずる。脱走奴婢を捕獲したものは遺失物拾得に準じて賞を貰へる。

結婚にも嚴格な規定があつた。當色以外の結婚は違法であつた。亦良賤相通じて生んだ子は賤となる。奴婢は主人のために殺されることも有つた。法曹至要抄には奴婢を殺した主人を杖八十または百の刑に處すると定めてゐる。生命を奪ふことと

擲られることとは決して同日の談ではあるまい。奴婢にして廢疾となるか、若くは病氣となつたものは往々にして遺棄されたい。弘仁年間に病人を捨つることを禁ずる太政官符が出てゐるが、これは主として奴婢を捨つることを指すと解せられる。奴婢もまた往々にして主人を殺した。律疏殘篇には主人を殺したり、傷けたり罵つたりした奴婢が死刑より流刑までの刑に處せられることを記してゐる。奴婢にも斑田制度の慈惠が及んだ。彼等は良民の三分の一の地を支給せられた。これを以て大化改新後の斑田制度が國家社會主義的にして奴婢の待遇もさのみ悪くなかつた證據であると論ずる人が有る。それは御用學者の見解であつて笑ふべき説である。これは自由民に對する租庸調の搾取に猶飽き足らずして奴婢の勞働力をいやが上に搾らんとする支配者の貪慾に出づるものと解せらる。

寺院はその重要財産として奴婢を所有してゐた。東大寺奴婢籍帳はよく此間の消息を語つてゐる。國分寺は必ず奴婢を所有すべしといふ勅令も出た。僧尼令は僧尼

が奴婢を所有する事を禁じてゐるが、寺院自身は奴婢の大所有者である。奈良朝の寺院は一の大貴族に外ならなかつた。貞觀七年には奴婢の類は戒器でないから受戒を聽さないといふ太政官符も出た。エツチ、ジ、ウエルス氏のいふ通りに佛教は世界最初に大平等思想を説いた尊い教だが、治者階級と苟合した俗世佛教の醜態は唾棄に値する。

法律的組織としての奴婢階級は平安朝に於ていつしか消失して行つた。延暦八年には良賤通婚して生んだ子を良に従はしむるといふ勅令が出た。即ち在來は良賤通じて生んだ子はすべて賤としたのであるが、これを反對に良とするといふのである。「天下士女及び冠蓋の子弟等、或は艶色を貪りて婢を姦し、或は淫奔を挟みて奴と通じ、遂に氏族の胤没して賤隸となり公民の徒變じて奴婢となる」といふやうな奇抜な文句も有るが、とにかく此格の出たのは大なる進歩であつた。しかし私は是を以て人道的旨趣に出たものと解しない。法律的制度としての奴婢制度の消失した

のは其存在理由がなくなつたから、消失したのだ。否、奴婢制度に代るべき他のものが作られたから、奴婢制度が不必要となつたのだ。平安朝に於て、諸王諸臣寺院は處女地を開拓し、若くは國有地を掠奪して盛に莊園を作り、重き租庸調や、また國司の苛政に苦んでゐた自由民を招き入れて、これを農奴化しつつあつた。奴婢制度のなくなつたのは其代りに農奴制度が樹立せられつつあつたからである。何れの國の農奴史を見ても、農奴は自由農民の上に奴婢制度の原則を適用し、自由農民と奴婢とを混化して農奴の階級を作り上げるのである。これは自由農民にとりて明かに其地位の低下であるが、同時に奴婢にとりても其地位の向上を意味しない。何となれば彼等は在來負擔しなかつた租税を負ふに至るのであるから。この自由民と奴婢との混合より、農奴制度の生ずることはドイツ、イギリス、ロシアの農奴史に明かなところであるが、この現象は平安朝の後半に我國にも見られた現象であると考えへる。すべて歴史上の制度は必要ありて生じ、必要なくなれば滅び去る。社會制

度の推移は夢幻的な人道的要素によりて行はれるものでないと解する。我國に於て法律的組織としての奴隸制度の滅んだのは、是に代るべき農奴制度の樹立しつたあつた爲めである。

以上の如くして奴婢は平安朝の末までに姿を没してしまつた。しかし一度奴隸制度の味を知つた人間は容易に此原則を抛棄するものでない。その原則は何等かの形に於て今日までも連續してゐる。而して平安朝以後に於て純粹なる法律上の奴隸はなくなつたが、人身賣買の風は依然として行はれてゐた。また貞永式目には奴婢雜人といふ言葉が明かに記されてゐる。長曾我部元親百箇條や信玄家法にも奴婢の語が残つてゐる。これは王初期の奴婢の傳統であるが、しかしもはや後者の如く基本的なる勞働制度ではなくなつてゐた。

第六章 我國人身賣買沿革考

一 人身賣買の概念

人身賣買とは生きてゐる人間を商品として一定の對價を以て賣買するを謂ふのである。其目的が人間の肉體そのものに存するに非ずして、其肉體に附着する勞働力若くは性慾的機能に存するのは言ふまでも無い。人間が人間を賣買するとは何といふ恐しき事であらう。しかもそれは長い人類史を貫いてゐる嚴格な社會的事實である。賣られたる人間は買ひたる人間の財産となる。シユモラーは財産法を中心とせずして、在來の法律を了解するを得ないと言つたが、過去の財産關係は實に人間の身體の上にも展開してゐるのである。

人身賣買は種々の見地より分類することが出来る。賣られる者の法律的身分より

見て、奴隸の賣買と自由民の賣買とに分つことも出来やう。賣買當事者より見て他人によりて賣られる者と、自己の意思を以て自ら賣る者とに分類することも出来る。また賣買の目的より見て労働力の搾取のために賣られる者と、性慾満足の道具として賣られる者と分つことも出来やう。

人身賣買は野蠻の風俗と考へられてゐる。しかし人身賣買は人間が一度、奴隸制度の味を覺えて以來絶えざる糸の如く人間社會を魅惑してゐる執拗なる風習である。今日の社會に於ては身體そのものを賣買することは制限せられるに至つたが（全然消滅してゐるのではない）労働力そのもの、賣買は何れの時代よりも盛であり、資本主義的社會の特徴を成してゐる。

我國の社會史にも人身賣買の暗い影が有る。奴隸が國法的組織であつた上代日本に其賣買が公然と行はれたのは言を俟たない。しかるに奴隸にあらざる自由民の賣買も早く既に上代の頃より見えてゐる。奴隸が國法の上より消え去つた後にも依然

として自由民の賣買が行はれた。從來の歴史には餘りに明るい事のみが多く記されてゐる。しかし人民の歴史を研究せずして、眞の社會史が書かれ得るだらうか。社會は人民の労働力を基礎とせずして、治者群のみによつて築かれ得たであらうか。私は我々の過去を靜かに反省するために、こゝに此小論を書く。

二 上代日本に於ける奴隸の賣買

(1) 上代日本の奴隸

上代日本には奴隸があつた。先づ問ふ、奴隸とは何であるか。

奴隸は史上、最初の被搾取者である。諸國の經濟史は何れも奴隸經濟によりて開卷せざるものは無い。古代東方諸國にも西方の希臘羅馬にも大規模な國法的組織としての奴隸制度があつた。古代の大宮殿も大墳墓も大水道も大里程標も此不幸な労働者群の血涙の結晶より成る。奴隸制度の發生は異種族の嫌惡、財産關係の優劣、

争闘の勝敗、支配の欲望の展開といふが如き心理的經濟的社會的原因に基いてゐるが、此制度が動かすべからざる法律的制度となるには征服國家の發生と不可離の關係を持つてゐる。被征服者は奴隸となる。好戰種族が國家といふやや面倒な組織を作り上げる勞を嫌はないのは、被征服者を奴隸として其勞働力に飽滿せんが爲めである。奴隸が國法的組織として成立した後は、負債、出生、犯罪、略人等が奴隸増加の原因となる。

我國も世界史の國々と同じく征服國家として歴史の第一頁を染めた。上代日本の社會が單純な一種族の自然的膨脹でないのは叙説の必要がない。古事記や日本書記には神武帝の壯快な征服過程が描かれてゐる。しかし其征服は他國に見られたやうな大規模な、暴風雨のやうな、迅雷的のものでなく、漸進的な、小規模の過程に於てなされ、長い年月の間に天孫族の優勝的地位を確定したらしい。奴隸制度についても古代文明國に於けるが如き大規模なものでなかつたらしい。しかし彼等の勞働

力が處女地の開拓その他に盛に利用された事は容易に想像する事が出来る。

大寶令によれば上代日本に於ける純粹の奴隸は奴婢と呼ばれてゐた。奴婢は公奴婢と私奴婢とに分れる。その外に陵戸、官戸、家人てふ三種の不自由民があつた。

陵戸は歴代の天皇の陵を守る民であり、官戸は政府の諸賤業を司る民であり、家人は各家の私民である。

奴隸制度に關する吾國文献の初見は男女の法を定めた孝徳天皇大化元年の詔の

男女之法者、良男良女共所_レ生子、配_二其父_一、若良男娶_レ婢所_レ生子、配_二其母_一、若良女嫁_レ奴所_レ生子、配_二其父_一、若兩家奴婢所_レ生子、配_二其母_一、若寺家仕丁之子者、如_二良人法_一、若別入_二奴婢_一者、如_二奴婢法_一、今克見_レ人爲_二制之始_一

といふにあるらしい。次いで持統天皇五年詔にも

若氏祖時所_レ免奴婢既除_レ籍者、其眷族等、不得_二更謚言_二我奴婢_一、

と見える。しかし賤民の階級が明白な法律制度となつたのは律令の選定による。律

令は唐制を模型として新に賤民を官戸、陵戸、家人、公私奴婢の五色に分ち、その婚姻出産、斑田、課役、刑罰、服務の制を定めたのである。(五色の賤民につきて詳しくは三浦周行博士「法制史の

研究」三四九頁以下を見られたし)

上代日本に於ける賤民の發生原因の主要なものは征服、負債、出生、没官、犯罪、略賣等である。而して此賤民群の人口數が幾何であつたかは勿論分らないが、古代の諸征服國家に於て奴隸の數が常に自由民の數を越ゆることより推して、彼等の數が決して少くなかつた事が想像される。

右の賤民中、賣買を公許されてゐたのは私奴婢に限られてゐた。陵戸、官戸、公奴婢は官に屬するものであるから、賣買を許されない。家人も私有であるが、賣買を許されないことは戸令に

凡家人所_レ生子孫相承爲_ニ家人、皆任_ニ本主驅使、唯不_レ得_ニ盡頭驅使及賣買_一と定めてゐるのを見れば明かである。かくの如くして賣買を許されてゐたものは私

奴婢に限られてゐた。

(2) 上代日本に於ける奴隸の賣買

吾國の古代法制に於て賤民に關する規定ほど複雑であるものはない。私は次に私奴婢の賣買を諸方面より觀察して見よう。

第一に私奴婢の社會的地位を見ると、彼等は純然たる私有財産であつた。上代日本に於ける重要な經濟財は綿、布帛、稻米、牛馬、太刀、鏡、獸皮であつたらしいが、奴婢も亦その重なるものであつた。上古に於て罪穢ある人に財物を科し是を祓ひ贖はしめることの行はれたのは人の知る如くであるが、奴婢は馬、太刀、弓、布等と共に重要な祓具であつたのである。雄略紀によると水間君が贖罪のために鴻十隻と養鳥人を献じたことが見え、また天武紀には大解除に祓柱として郡司が奴婢一口づつを出したことが記されてある。以上は奴婢が重要な經濟財であつたことを示すものである。而して彼等に對する取扱は貨財畜類と大なる差別のあるものでない。即ち

賊盜律に

凡以私財物奴婢禽座之類、賣易官物者、計其等、准盜論と、見えてゐる。また戸令には

凡應分者、家人奴婢田宅資財、物計作法、嫡母繼母及嫡子各二分、庶子一分、と書かれてゐる。

以上の如く純然たる經濟財であり、私有財産である私奴婢の賣買は如何なる方法に爲されたか。それは關市令に明文が在る。即ち

凡賣奴婢、皆經本部官司、取立券付價

と定められてゐるのであつて、馬牛の賣買には「唯責保證立私券」に止めたに反し、奴婢の賣買は官廳に届出づる事並に證券を立つる事の二要件を必要としたのである。而して義解は「奴婢之主、自修辭牒、連保證署、乃申送官司、官司判立券契也」と其方法を説明してゐる。

奴婢は私有財産であるから、其所有權を犯すものは當然に犯罪となる。賊盜律によれば他人の奴婢を掠奪したものは強盜を以て論じ、誘拐したものは竊盜を以て論じる。即ち「凡略奴婢者、以強盜論、和誘者、以竊盜論」とある。また逃走した奴婢を途中で失敬し官に送らずして賣却するものは誘拐と同罪に取扱はれ、これを隱匿する者は罪一等を減せられる。而して奴婢は己れの子孫たりとも他人に賣ることは出来ない。何となれば其れは主人の財産を侵害することになるからである。若し奴婢より其子孫を買ふか、若くは是れを乞ひ取つた者は盜に准じて論じられる。これらの規定は賊盜律にある。

奴婢は屢々逃走した。自由を愛することは人間本然の性質である。何れの國の奴隸史にも其逃走の記事の散見しないものはない。東大寺奴婢籍帳には奴婢の名の下に「逃」の字を註したものがあつた。また「天平勝寶二年逃」「養老元年逃」といふが如く註したものもある。捕亡令には逃走した奴婢の捕獲に關する懸賞の規定がある。即

ち

凡官私奴婢、逃亡經一月以上、捉獲者、二十分賞^レ、一年以上、十分賞^レ、とある、また同令は

凡平^ニ逃亡奴婢價^一者、皆將^ニ奴婢^一對官平^レ之、若經^ニ六十日^一、無^ニ賞可^レ酬^一者、令^ニ本主^一與^ニ捉人^一、對賞分^レ賞、

と定めてゐる。即ち折角、捕へて貰つても、持主が貧乏で六十日間、報酬を拂へない場合には、持主と捕獲者とが相對にて其奴婢を賣却し、其賞を分つといふのである。

私奴婢の賣買價格は何程であつたか。大日本古文書が引用してゐる東大寺奴婢籍帳には明白に其の價格が掲げられてゐる。右によれば壯年の奴婢は稻一千束が平均價格であり、少年や婦人は千束以下であつたらしい。即ち三十九歳の奴一人にて稻一千四百束に當るものがあり、十五歳の奴一人にて稻八百束に當るものがあり、二

十二歳の婢一人にて八百束に當るものがあり、また婢二人(三十三歳及十一歳)にて一千四百束に當るものなどが見える。

以上の如くして上代日本に奴婢の賣買の行はれた證據は餘りに明々白々たるものが存する。而して其規定の峻嚴であり叮嚀であつて、政府の是れに干涉してゐる事の甚だ大きいの見れば、奴婢が當時いかに重要な經濟財であつたか、また奴婢の勞働力が當時の社會組織を組立てるのに如何に必要であつたかを想像させるのである。曩に關市令について述べたやうに牛馬の賣買については官廳の證券を必要としないに反し、奴婢の賣買に是れを必要としたのは一見、人間を動物よりも重んずるものゝ様であるが、しかも其れは奴婢の勞働力を動物よりも一層重視した反證である。

上代日本に於て人身賣買は必ずしも奴婢に限つてゐたものでない。他方に於て自由民が自發的に自己の子孫を賣買する現象が発生してゐた。また他人を誘拐して賣

買する恐しき人商人の起源も見られるのである。それを次に述べやう。

三 上代日本に於ける自由民の賣買

上代日本於ては奴婢の賣買のみならず、自由民を奴婢として賣買することも行はれた。後者は自由民が自發的に自己若くは自己の血族を賣る者、並に他人のために強制的に賣らるゝ者の二種に分つことが出来る。

自由民が自發的に身を賣る最大の原因は飢饉及び負債である。飢饉と負債とが下層民を苦しめることは何れの國の歴史にも均しく現れてゐる。飢饉は交通の發達しない封建的社會組織の下に在りては周期的に繰返される現象であつた。負債は流通經濟の萌芽と共に下層民の困厄の一となる。飢饉のために身を賣る記事は既に天武紀に見えてゐる。即ち

下野國司奏、所部百姓遇凶年、飢乏欲賣子、而朝不聽矣

の句がある。こゝに百姓といふのは後世の意味の農民といふ事ではなく良民を指すのである。右によれば政府は飢饉に際して子を賣る事を禁じたのであるが、同時に右の一句は反面に於て斯る慣習の存在してゐた事を語る。(鎌倉時代には寛喜二年の飢饉に際し特に子を賣る事を許し、また飢民を養ふたものは是れを奴婢となし得る事を定めた例が有る。)負債のために身を賣る記事は持統紀が初見である。即ち

若有百姓弟爲兄見賣者、從良、若子爲父母見賣者、從賤、若准貸倍、沒賤者、從良、其子雖配奴婢、所生、亦皆從良、

と見えてゐる。日本書紀通證によれば「貸倍謂貸借之利倍也」とある。

律令の成りし後に於て自由民の賣買に關する規定も具つた。律疏の賊盜律によれば

凡賣二等卑幼、及兄弟孫外孫、爲奴婢者、徒二年半、子孫者、徒一年、即和賣者、各減一等、其賣餘親者、各從凡人和略法、

とある。和賣即ち本人の承諾を得て賣る者は罪一等を減ずるのであるから、原則としては家長が本人の意思を無視して随意に家族を賣つてゐたのであらう。當時の我國の家族制度は所謂大家族制であつて、「いへぎみ」と稱せられる家長が全家族員に對し絶對の統制權を持つてゐたのであるから、かゝる慣習は自然に生じ得べきである。ローマ人の家長が一家の君主であり、神であつた佛は、當時の日本に於ても、小さい型に於て見られたのである。また賊盜律には

知祖父母父母賣子孫、買者各加賣者罪一等

と定めて、購買者は是を賣りたる家族よりも罪の重いことを定めてゐる。

以上は自由民の自發的な人身賣買である。しかるに他方に於ては、他人を誘拐若くは掠奪して奴婢に賣り飛ばす習慣も早く既に上代日本に見えてゐる。これは後世の所謂勾引かどほかしであるが、當時の法律上の用語は「略人」といふ文字である。略とは承諾しない者を方略を設けて誘ひ取るを謂ひ、略して後に賣るのを略賣と謂つてゐる。

賣られる者は必ずしも奴婢のみにされるのではなく、妻妾、子孫、弟姪、家人にもされた。また略人は必ずしも他人に賣ること許りが目的でなく、自己が是を占有するために掠奪するものも有つた。賊盜律によれば

凡略人略賣人、爲奴婢者遠流、爲家人者徒三年、爲妻妾子孫者徒二年半、未得各減四等

と定められて居る。また略人によりて人を殺傷したものは強盜を以て論じられる。

ローマの奴隸史には自由民を誘拐若くは掠奪して奴隸に賣る慣習の盛に行はれてゐた事が記されてゐる。大シーザーも嘗つて海賊の爲めに奴隸にされた事が有つた。上代日本とローマとは比較にならぬ。しかし自由民を誘拐掠奪して奴婢となすことが盛に行はれてゐたのは同じである。奴隸制度のあるところ、奴隸狩りや奴隸商業は常に伴ふから、是は毫も不思議な暗合ではない。

略人は以上の如くして法律的に禁止せられてゐた。しかし法律的禁止の存在は他

方に其慣習の實際的存在を反證するものである。律令は支那法制を模型とするものであつて、必ずしも當時の社會生活の需要に應じたものでなく、空文に均しいものも少くないが、しかも律令中に賤民に關する規定の甚だ多く且つ複雑であるのを見れば、此制度が當時の社會生活の缺くべからざる要素であつたことを知り得る。而して略人が少くなかつたことを證する記事が續日本紀に見えてゐる。即ち文武紀に大寶三年四月戊午、安藝國、被_レ略爲_二奴隸_一者、二百餘人、免_レ從_二本籍_一と見え、また聖武紀に

天平六年七月辛未、詔曰(中略)可_レ大_二報天下_一(中略)掠_二良人_一爲_二奴婢_一(中略)不在_二赦例_一

と見えてゐるのは其證である。

以上述べた處を要約すれば(1)上代日本に於て私奴婢の賣買は公許せられたが、其他の賤民(官戸、陵戸、家人、公奴婢)の賣買は禁ぜられ(2)自由民にありては最初、家

長が其家族を賣ることを許す例外を認めたが、後には是を禁止し(3)飢餓若くは貧困のために自由民の身を賣る習慣は行はれて居り(4)更に掠奪誘拐せられて奴隸に墮つる自由民の多かつたこと、等が認められるのである。

奈良朝の文化は實に燦然としてゐる。宗教的感情や藝術的氣分の豊かなることは此時代に如くものはない。しかも社會生活の基本的制度として奴隸制度の暗い事實を伴ふてゐたことを忘れてはならぬ。

四 平安朝時代の人身賣買

平安朝時代に於ても依然として人身賣買の慣習の行はれたのが明かである。しかし賤民制が漸次に影を没し、主要な勞働力の提供者として農民階級の發達した同時代に於て、人身賣買は自ら前代と性質を異にするに至つてゐる。即ち奴隸はもはや主要の勞働力搾取の道具でなくなり、從屬的な、補助的な道具となつた傾向が有る。

しかし他人の勞働力を恣に搾取し得ることは便利なことには違ひないから、前代の略人即勾引かどばかしは次第に盛となり、また貧困のために身を賣ることも依然として行はれてゐる。殊に上代以來發達した諸國の市に於ては依然として人身の賣買が行はれてゐたのである。

平安朝時代の文化も甚だ華麗な外觀を有してゐる。しかし其れは京師に集團する少數の宮廷貴族のサークルに限られてゐる。彼等は諸國の莊園より集る貢物を消費して女姓的な平安朝文化を作り出したが、他方に於て地方の状態は無政府状態に近く、文化の階梯は未だ半文明の域にも達しなかつた。此種の地方に人身賣買の慣習の横行したのは容易に想像し得る自然的事件である。

平安朝初期には父母が子を賣る慣習が依然として行はれてゐた。それは是に關する禁令の存してゐる事より見て明かである。史籍集覽本所收の政事要路には

弘仁刑部式云、父母縁ニ貧窮ニ賣兒爲賤、其事在己丑以前者任依契、若賣在

庚寅年以後、皆改爲良不罪、不須論罪、其大寶二年制律以後、依以科斷、

と見えてゐる。こゝに己丑といふのは大同元年（西曆八〇九年）であり、庚寅といふのは其次年の弘仁元年（西曆八一〇年）を指すのである。

諸國に發達した市は生活必需品の交易場所であつたと共に人身賣買の市場でもあつた。其の例は大鏡の話者たる夏山の繁樹である。大鏡は人の知る如く、平安朝の生活を知る貴重の史料であり、其記述の體裁は雲林院の菩提講に會合した、おほやけの世繼と夏山の繁樹といふ二老翁が文徳天皇より後一條天皇までの事蹟を語り合ふ物語體になつてゐるが、其夏山の繁樹といふ老翁は嘗つて其父が市にて購買した幼兒であつた。即ち彼の身の上話しの處に彼の父の言葉として

「唯だ我れは子生む業も知らざりしに、主の御使に市に罷りしに、又私にも錢十貫を持ちて侍りけるに、憎氣もなき兒を抱きたる女の、此れ人に放たんとなん思ふ、子を十人まで生みて、此れはし十たりの子にて、いとど五月にさへ生れて、煩厭わづか

しきなりと言ひ侍りければ、此の持たる錢に換へて來にしなりと云々」

といふ一節が有る。即ち多くの子供に悩む女が自ら嬰兒を抱いて市に出て、錢十貫と是れを代へたのである。更に平安朝の末期の現象と思はれるが、西行法師の編んだと傳へられる選集抄にも次の記事が有る。即ち

「過にし比、越後國したの上村と云にまかり侍りたりしに、彼の里は海のほとりにて、奥よりの津にて、貴賤あつまりて、朝の市のごとし、たゞ海のいろくづ、山の木のみ、絹布のたぐひをうりかふのみにあらず、人馬の族を賣買せり、其中にいとけなく、又さかりたるは申すにおよばず、頭はしきりに霜雪をいたゞき、腰にはそゞろにあづさの弓をはりかゞめて、今日明日ともしらざるもの、しばしの程を資けんとして、そこばくの偽を構へ、人の心をたぶらかして賣買せる事をみはべりしに、すゞろに泪のこぼれて侍りき」

と見えてゐる。是れ宛としてローマ、バビロン其他に行はれた奴隷賣買市の光景を

彷彿たらしめるものでないか。選集抄は偽書であるとも傳へられて居るが、當時の社會生活の反映たるには違ひないのである。

また今昔物語の中にも人身賣買の記事が有る。即ち「近江國主女將行美濃國賣男語」といふのが其れである。此小話は夫に死別して懊惱してゐる壯年の寡婦に對し、其從者が温泉行を勧めて連れ出し、途中にてこれを賣りて逃亡したが、其賣られた女が悲哀の餘り食を斷ち、終に死ぬるといふ哀話である。其物語には其從僕が女を賣つた代償として絹や布を得たことが記されてゐる。

義經が金賣吉次に伴はれて奥州に下つたのは人の知る如くである。しかし金賣吉次が義經に奥州下向を勧めたのは必ずしも一片の俠心より出たものではない。却て一種の誘拐が其主動機であつた。即ち彼は義經を秀衡の許に同伴して恩賞を得やうと思つて其奥州下向を勧誘したのである。義經記によると「……かどはかし參らせ、御供して、ひてひらの見參に入、引出物取てとく付ばやと思ひ」云々と記されてゐる。

る。これも一種の略人と見做すことが出来るであらう。

他人の奴隸を勾引して賣買することも依然として行はれてゐたらしい。壬生家文書によると、治承二年に山陰道諸國司に下した太政官符には

如_レ聞勾_ニ引諸人之奴婢_ニ賣_ニ買要人之輩、充_ニ滿京畿_ニ云々、結構之旨、罪科不_レ輕、宜_レ令_ニ諸國搦_ニ禁件輩_ニ

の一句が有る。右によれば、此種の人商人は、「京畿に充滿」して居たのが明かて、また「諸國に令して搦禁」の句より推せば此種の商人が諸國に存して居り、相互に連絡を有してゐたのでないかとも思はれるのである。人商人は次の鎌倉時代や室町時代の文献に散見してゐるが、既に平安朝時代より一種の商業として成立してゐたらしい。

五 鎌倉時代の人身賣買

純粹の法律的制度としての奴隸は、社會の進化につれて、平安朝の末期にはいつしか姿を没してゐた。しかし奴隸制度の原則が日本の社會より消え失せたのではない。鎌倉時代は一の文化轉換期であつた。新興の治者たる武士階級は廢頽した京都の公卿文化を一蹴し、素朴な健かな武士文化を建設しようとしてゐた。東國の鎌倉には荒々しい創造の空氣が横溢してゐた。新しいものが舊いものに代らうとしてゐた。しかし過去の何れの社會的變革も下層勞働民の利益や志向を中心とするものでなく、治者階級の利益が中心であつた。されば鎌倉時代に於ても舊の如く奴隸の原則は殘存し、人身の賣買も依然として行はれてゐた。純粹なる法律制度としての奴隸は無くなつたが、實質上の奴隸を意味する奴婢雜人てふ語は此時代の文献に散見する。人倫賣買、人商、人勾引などの言葉も頻繁に現れる。而して曩に引用した選集抄には越後國の或海岸に面せる市に於て人馬の族が賣買せられてゐた事を語つてゐたが、平安朝の末期以來、諸國の市場に人身の賣買が行はれてゐたらしい。侍所

篇によれば「鎌倉中並諸國市廛間、多有^レ專^ニ此業之輩この句が見える。太平記「阿新殿の事」の一文によれば「母上しきりに留め給ひけるは、かひなくしき若黨もつれずして、只壹人行き給ひては、路にて命をうしなふか、また人を賣買ふ所なれば賣られて人の僕となり、習はぬ業に仕はれん時は歎悲むとも叶ふまじ」といふ一句が有る。これより推せば、遙か後代なる北條末期にも地方に於て人身賣買の市が猶ほ存してゐた事が想像される。

「砂石集」には人身賣買の記事が二つある。第一は文永年間の飢饉に際し、美濃國の孝子某が母のために身を賣る哀話である。其重要な點を引用すれば次の如くである。

「……身を賣て、かはりを母にあたへて、泣々わかれて、あづまの方へぞゆきける。三河國矢作の宿に相しりたる者語れば、商人の人あまた引具し下ける中に、わかき男の人目もつゝまず、音をたてなくありけり。人あやしみて、なにゆゑにさしも泣ぞととひければ、美濃の國のものにて侍るが母を助けんがために身を賣て

いづくにとゞまるべし共なく、あづまのかたへ下り侍る也。母のあまりに、わか
るることを悲て、もだへこがれ候つるが、日をかぞへてこそ思ひおこすらめ……」

右のうち、注目すべきことは、人買商人が買ひ取つた人間を引率して東國へ下つて行く光景である。後代の室町時代に出來た謡曲にも人買商人が多くの人間を東國に輸送して行く有様が描かれてゐる。これらの人間は東方の荒地を開拓するため
輸送されるのである。これらは現代にも北海道其他に悽慘たる土方部屋の慣行の存してゐることを考ふれば毫も不思議ではない。砂石集には今一つ人身賣買の記事がある。それはややユーモアの味を持つてゐる、次の如くである。

「或修行者法師二人、同よはいすがた大方似たりけるが、道に行連れあひ、かたらひて修行しけるに或里にとまりぬ。一人の法師、夜ふけてひそかに家主にいひけるは、これに候ふ法師は由緒ありて、めしつかふべき者にて候時にうり候べし、かはせ給へと約束して、既にあたひさだめつ、この一人の法師、この事を壁をへ

だて、聞きてけり。不思議の事也と思ひて、この法師が寝入りたる隙を伺ひて内に入りて、夜部申候ひしあたひ給はり候はん。いそがしく候。この法師はこれにねられ候なりとて、あたひとりてつきいで、さりぬ。この法師目さめて見れば一人の法師なし、さて支度相違してかへりてうられて、せめつかはれけり。よしなく人を狂惑せんとして我が身をわづらはぬ因果の道理たがはず云々。』
かくの如き記事が總て具體的事實であつたか否かは勿論不明である。しかし乍ら斯くの如き物語が當時の社會生活を反映してゐることも勿論である。右の記事中、旅店の主人が人身賣買業者であつたらしい事は注意すべきである。古代の希臘羅馬の旅店が種々の罪惡の隱匿所であり、協議の場所であつたといふ事と照合すれば、文化程度の低い時代の旅店に於て上述記事の如き事實の行はれることは有り得べき事である。

此時代の法制には多くの人身賣買關係の規定が有る。先づ鎌倉幕府の創設者たる頼朝を見るに、彼は特に人身賣買に關する規定を設けなかつたと見える。しかし北條泰時の編纂であつて、武家法制の嚆矢たる「貞永式目」には、

一、奴婢雜人事

右任ニ右大將家御時之例、無ニ其沙汰ニ過ニ十箇年ニ者、不レ論ニ理非ニ不レ及ニ改沙汰ニ次奴婢所生之男女事、如ニ法意ニ者、雖レ有ニ子細ニ任ニ同御時之例、男者付レ父、女者可レ付レ母也。

といふ一項があるから、頼朝(右大將)も既に奴婢雜人の社會的地位を規定することをお忘れなかつたのである。而して「新編式目追加」の諸規定には奴婢雜人の年紀は略々十箇年と定められてゐる。彼等は所從、相傳等の名を以ても呼ばれたらしい。

鎌倉時代に於て人身賣買は禁制せられてゐた。しかし人商なる商業者の成立したのは此時代である。既に平安期末期にも此種の商人を生じてゐたが、専門的に人身賣買を目的とするものが成立したのは此時代である。その規定も甚だ詳密である。

而して盛に賣買されたものは前掲の奴婢雜人ではなくて、富家の奴僕たるものであつたらしい。奴隷雜人は御家人に隸屬するものであつて、頻繁に取引されるものでない。政所篇によれば「人倫賣買事、禁制重之、而飢饉之比、或沽却妻子眷屬助身命、或容置身於富徳之家」の一句がある。而して人身賣買を禁ずる規定の初見は嘉祿元年に後堀河天皇が下した宣旨であらう。それは侍所沙汰篇に

一、可令拘禁勾引人並賣買人輩事

右嘉祿元年十月二十九日宣旨狀、略人之罪、和誘之科、章條差備、所戒不輕、兩事之禁相犯之輩、時俗積習今未懲改、慥仰京畿諸國所部官司等、可搦進彼輩、知而不糾同罪者。

と出てゐる。其後に於ても暦仁二年、延應元年、同二年、仁治元年、建長六年、同七年、正應元年其他に亘つて、人倫賣買と人勾引との禁が繰り返されてゐる。一々原文を引く煩に堪へないから、「新篇式目追加」に散見する重要な規定の内容を列挙しよう。

(1) 人身賣買は原則として禁ぜられたが、飢饉の際には特に例外を認め、妻子眷屬を賣るを許し、また飢人を養ふたものは是を永く奴婢とすることが出来た。寛喜二年の大飢饉にはそうであつた。しかし後には此例外も弊害を生じ、その訴訟が頻繁であつたから、幕府は延應二年に是をも禁じてしまつた。

(2) 建長七年には禁制以後の賣買に對し其被賣者を放免するのみならず、其直物を沒收して祇園清水寺橋の用途に使用すべきことが命令せられた。仁治元年には人勾引並賣買仲人之輩は發見次第關東に召下して處罰し、被賣者は無償にて直に放免し、且つ此旨を路次關々に公布すべきことが命令せられた。

(3) 正應三年には人商と稱して人身を賣買する者は處罰として火印を其面上に捺すべきことを嚴命した。また鎌倉の人商については火印を面上に捺すが、諸國にては守護地頭等が罪を斷ずべしとの規定も見える。

(4) 人身賣買は原則として禁制であつたに拘らず、しかも「新篇式目追加」には人身賣買を暗黙に承認する矛盾の規定がある。即ち身を賣りたる者の妻が懷妊中である場合、其の懷妊が三ヶ月に達した證據が明白であるならば、其子は父に屬すべきものであるとの規定が有る。また人倫賣買錢を大佛に寄進するに際し、其運上金を地頭の手にて送進する意味の規定が有る。何れも人身賣買を承認した上に於て發生すべき法規である。これは人身賣買が社會上に深き根據を有してゐたことを證明する。

(5) 「新篇式目追加」には質人之事、即ち人間を質入れする事についても規定が有る。この質入は券契を以てせねばならぬ。質入後十年を経たる時は完全に物主の所有となる。十年を経ざる者は一倍を拂ふときは自由となる。農民が年貢の未進のために逃亡した時に其妻子を抑留し、其資財を奪取することは、既に「貞永式目」にも禁ぜられて居るが、「新編式目追加」はこの規定を繰返し、また濫りに入質した農民の身體を流質となすべからざる事を規定してゐるのである。

曩に述べた如く鎌倉時代は我國社會の新しい文化轉換期であつた。女性的な公家文化が朽廢して健かな武士文化が成長しつつあつた。しかし其れは結局、治者階級の更新に過ぎなかつた。下層民の状態は本質的には毫も改善せられるところが無い。否、これより嚴酷なる武人の鞭は平和を愛好する勞働民の上に降る。下人が塀を越ゆること、即ち農民等が自由に移動することは禁ぜられるに至り、植物の如く土地に隸屬せざるを得ないやうになる。この状態は室町時代の末期たる戰國期に至れば鐵の如き法則と化する。次に室町時代に於ける人身賣買を觀察しよう。

六 室町時代の人身賣買

尊氏の室町幕府は頼朝の鎌倉幕府の如くに、社會的需要に應じて現はれたものでなく、社會的統制力も後者に比すれば著しく劣つてゐた。殊に此時代の後半に新しい社會的混亂が周り來り、全日本が戰國てふ大熔鑪に投ぜられる。かゝる時代の

平民階級が幸福で有り得る筈がない。土一揆、一向一揆といふが如き、平民群の活躍した勇ましい舞臺も見られたが、其日常の生活は暗かつた。人身賣買は依然として行はれ人商もはびこつてゐた。殊に此時代以後には文書の保存せられるものが多くなつたから、人身賣買の證文も少からず残存して居り、其條件の苛酷さは此時代の平民の受苦を物語るのである。

此時代の文學を代表する謠曲には人商人、人買舟などの語が散見する。直接に人身賣買を描いたものとして「自然居士」「角田川」「櫻川」等有る。就中「自然居士」は自然居士なる一僧侶が身を挺して、賣られた一少女を救ふ話である。即ち少女が賣られて東國に連れ行かれることを聞き、彼は説教壇を飛び降りて是を追ひ、或る河邊に於て是に追付き自ら水中に泳ぎ入つて、人買舟に取りつき、少女の返還を迫つたが、人買商人は容易に是を承諾せず、種々に嬲られた揚句に漸く返して貰ふといふ筋である。それは當年の僧侶が未だ民衆の生活と遊離してゐないことを示すと共

に人身賣買の慣行を語る有力な文献である。即ち

「かやうに候者は、東國方の人商人にて候、此度都に上り、あまた人を買取て候、まだ十四五計なる女を買取て候が昨日少の間暇を乞候程にやりて候が未歸らず……扱此舟をば何舟と御覽じて候ぞ、其人買舟の事さうよ。あゝ音たかし何とく……」といふ句もあれば、また

「……裳裾を波に浸しつつ、舟ばたに取り付き引きどゝむ。あら腹立やさりながら、衣に恐れて得は打たず、是も汝が科ぞとて船權を以て散々に打つ。打たれて聲の出でざるは若し空しくやなりつらん。何しに空しくなるべきと、引き立て見れば身には繩、口には綿の轡をはめ、泣けども聲の出でばこそ」といふ句もあり、また

「參らせ度くは候へども、こゝに笑止が候、何事にて候ふぞ、さん候、我等が中に大法の候、それを如何にと申すに人を買ひとつて再び返さぬ法にて候などゝ見えて

居る。

「角田川」には、

「儲も去年三月十五日、しかも今日に相當て候、ひと商人の都より年の程十三ばかり成をさなき者を買とつて奥へ下り候が、此をさなき者はまだならばぬ旅のつかれにや、以の外に違例し、今はひと足もひかれずとて、此河岸にひれ臥候を、なんぼう世には情なき者の候ぞ、此をさなき者をば其まゝ路次に捨て、商人は奥へ下つて候……思はざるに獨子を人商人にさそはれて、行方を聞けば逢坂の、關のひがしの國遠き、東とかやに下りぬと聞くより心亂れつつ、そなたばかり思ひ子の、跡を尋て迷ふ也……」

と見え、「櫻川」には、

「か様に候者は、東國方の人商人にて候、我れひさしく都に候ひしが、此度筑紫日向に罷りくだりて候、又昨日の暮ほどにをさなき人を買ひとりて候、彼の人申さ

れ候は、この文と身の代を、櫻の馬場の西にて櫻子の母と尋ねて、たしかに届けよと仰候程に、只今櫻子の母のかたへまゐり候……あら思ひよらずや、まづく文をみうずるにて候、さてもく此年月の御有様、みるもあまりのかなしさに、ひと商人に身を賣りて、あづまの方へ下り候、なふ其子はうるまじき子にて候ふものを、や、あら悲しや、はやいまの人もゆきがた知らず成り候……」

と見えてゐる。これらのものは何れも人商人を東國のものとなし、其輸送地を關東若しくは奥州となしてゐる。其被害者は前二者は都會の人間であり、後者は九州である。歩行に堪へない少年を路傍に打ち捨ておくといふが如き慘酷な振舞も行はれたと見える。また人商が公然の商業でなかつたことは、自然居士に於て人買舟かとの間に對し「あゝ音たかし」云々とゴマかしてゐるので推測される。曩に「砂石集」について述べた如く、かゝる文學物を以て具體的事實の報告と見做し得ないのは勿論であるが、當時の社會生活の描寫には相違ないのである。

これより少しく此時代の人身賣買に關する古文書について記述しよう。「南路志」には此種の證文が二通出てゐる。次の如くである。

アマ女讓與所從之事

合貳人者一人ハツマ女廿四歳
一人シヤカ鬼子

右侍所從者、アツマ女重代相傳所從也、然二子息專當兵衛允限ニ永代ニ讓渡所事明白也、至ニ于後々將來ニ不可レ有ニ他人妨ニ仍爲ニ後日沙汰ニ所ニ讓與ニ之狀如件、

應永二年三月十日

榑 アマ女

專當兵衛允

右はアマ女なるものが其子專當兵衛允に重代相傳の所從即ち奴婢を母子とも二人讓渡した證文である。これは純然たる人身賣買でないが、斯くの如く讓渡される財物である以上、他方に於て賣買の對象たり得ることは容易に想像される。而して右の讓渡されたシヤカなる子は、更に後に至り、專當兵衛允より二郎衛門允なるものに再

讓渡される。「南路志」は次の證文を載せてゐる。

ゆづりわたす下人の事

あわせて壹人者はつ女が子しやかほうし丸
生ねん十二さい

みぎかのしやかほうし丸事は、はゝのおほせのまま二郎ゑもんのぜうにゆづりわたすところじちなり、たゞしせんしんの御ゆいごんにまかせてゆづりわたすゑは、後日にひやうへのぜうがしそんとして、いらんさまたげをいたすともがらあらば、かのゆづり狀をもつて、くぼうの御さたとしてもちいらるべく候、よつてのちのため
にゆづり狀如件

あうゑい 七年かのへた二月十四日

せんだうひやうへ

ゑもんのぜうかたへ

室町時代の史料として有名な「大乘院寺社雜事記」にも人身賣買に關する記事が出てゐる。それは鵠の又四郎といふ男に關する件である。長文であるから此處に引用

し難いが、この又四郎なる男が嘗つて錢十貫を以て身を賣り、更に嘉吉三年に十貫を支拂ふて自由になつたことを記してゐる。同年に於て白絹四丈が一貫文に當つてゐたといふから〔嚴楞院長吏賤堂記〕此男の交換價値は白絹四十丈に相當する。嘉吉三年より約十一年後なる享徳三年には御供米一石五斗が一貫文であつたから〔東寺私用集〕此男は米約十五石に相當するのである。

「香取文書纂」にも人身賣買の證文が載つてゐる。即ち舊要害家所藏の文書中に孫太郎といふ作男を五ヶ年間、一貫文にて賣渡す事を記してゐる。次の如くてある。

依_レ有_ニようく_ニうりわたし申男の狀の事

合ほんせん壹貫文者

右かのをとこのあさな孫太郎、生年卅二まかりなり候を明年きのへむまのとしよりはじめ候て、きたり候はんつちのへいぬのとしまで、五ヶ年五つくりの間、壹貫文にてうりわたし申處實正なり、もしかのをとこ一日もてまひまをかり候はゞ一日に

廿文づゝのてまれうをさいたすべし、此上もしいかなるけんもんせいけ、神社ぶつじりやうへにげうせ候とも、此狀を先としてめしとられ候はんに、その所の地頭政所、ましてしんるいのいろい、一ごんもあるまじく候、仍爲_ニ後日_ニ狀如_レ件、

文明五年みづのとのみ十二月廿三日

うりぬし香取津宮住人左近次郎華印

口入人 とらくす華印

右の證文につきて注意すべきことは五ヶ年五つくりの期間を限つて賣渡したること、並に怠慢せば一日廿文の手間料を出すといふことであらう。次第に年期を限つて人身を賣買する事が現れてゐる。而して代價一貫文といふのは餘り廉價である。此時代に於て、米一石は常に一貫文以下であつたらしいから、この壯年の農夫の五ヶ年の人身の代價は米一石に足りぬのである。しかるに一日二十文の手間料はバカに高いものである。一貫は千文であるから、五十日間二十文づゝを支拂ふとせば、元本

を皆済することが出来るのである。これを年利に計算すれば、一日廿文は元本一貫文の七十割以上である。かくの如きは當時の經濟生活が如何に低級であつたか經濟生活に於ける人間の價值が如何に低かつたかを語るものに外ならぬ。

歐羅巴人が我國を訪問するやうになつてから、彼等が我國人の一部を購買し、奴隸として使用した事實は慥に存するらしい。東洋に遠征してくる歐羅巴商人は燃ゆるが如き冒險的精神と物質的慾望とに満ちてゐた。奴隸制度の利益を充分に知つてゐた。彼等が日本人を購買したり、若しくは掠奪して奴隸としたことは容易に想像されるのである。

徳川時代の初期とも見るべき慶長十七年にも人身賣買の一證文が残つてゐる。それは幸田成友氏古文書中より竹越與三郎氏が「日本經濟史」に引用するところである。それは十四歳の少年を銀子十五匁に賣り、しかも子々孫々まで譜代とすることを承認するのである。全文は次の如くである。

慶長十七年二月子息賣渡證文

永代讓渡候むす事、梨利のゑつたを、但し十四歳之時也、銀子十五匁にうり申候子々孫々まで譜代に進申候、右相違においては、日本國中之大小神祇別而一宮大明神之可_レ被_二御罰_一者也、爲_二後日_一依如_レ件、

慶長十七年子二月十一日

舟瓦村 田上新吉華印

一日市ノ

岡本助兵衛様參

慶長十七年に銀子十五匁は米八九斗を買ひ得たに過ぎぬといふから、實に此少年の貨幣價值も低いものである。しかも子々孫々を譜代とすることを契約するに至つては、人身賣買が必ずしも深き道德的苦責を伴はずして、案外平氣に行はれてゐたことを思はせるのである。

人間を質入れする慣行も續いて行はれてゐたらしい。慶長年間に小笠原秀政が信濃の會田郷に下した法度によれば、「質物に男女地頭へ置候共、一年切に可相定事」と記されてゐる。(「中村文書」大日本史料十二ノ十七)年貢の未進のために「妻子を進上する」といふことも行はれた。戰國時代の法制たる「大内家壁書」にも「信玄家法」にも「長曾我部元親百個條」にも、明白な人身賣買の記事はないが、奴婢の年期や、その逃亡や、農民の逃散の禁などに關する規定が見えてゐる。此時代の平民の負ふてゐた運命は眞に暗いものであつた。

女子を勾引かす現象も「總見記」に記載が有る。同書の伊丹城責の條を讀むと、天正七年九月に「下京馬場町門役仕候者の女房、アマタノ女ヲ迷ハセ、日來泉州堺津ニ至テ賣候由相聞エ、今度村井長門守ヨリ召捕、彼女房糺明を遂候處ニ、只今マデ八十餘人餘賣タル由白狀ニ及ブ、即今日彼女房誅セラレ候」と見える。堺は當時の般販なる商業市である。賣られた女たちが娼婦となつたことは明かに想像される。而して

女子を娼婦たらしめる目的を以て勾引かすことは早く始つたに相違ないが、一種の營業化したのは、公娼組織の發達の初期なる戰國末期であつたと思はれる。

七 徳川時代の人身賣買

徳川時代を通じて人身賣買と人勾引とは堅き禁制であつた。家康以來歴代の將軍は屢々其禁を繰り返して居る、人間を永代賣にすることは事實上、この時代に消滅したらしいが、期間を限つて身を賣る現象は猶ほ盛に見られる。人勾引は死罪を以てする制禁たるに拘らず、依然として行はれてゐたらしい。徳川氏の政治は消極的反動的なるものであつたが、この時代に於ける社會的平和は、平民の法制的地位が劣悪であつたに拘らず、其實質上の地位を多少改善したらしい。(但し私は毫も此時代を讚美してゐるものでない。)人身賣買についても戰國時代の如き露骨な酷薄味が減少したと見ることが出来る。しかし其には人身賣買が一層、複雑となり、巧妙な組

織と變化したものと見られぬこともない。

人身賣買の禁に關する原則は家康が元和五年に發布した次の法令によりて示される。それは

- 一 人をかどはかし賣候者死罪事
- 一 人を買取、夫より先に賣候者は百日之籠舎、其上過料錢、其分限に於て可申懸之、若於不出は死罪事
- 一 人賣買御制禁之上は或は譜代、或は我子たりといふとも、賣候あたひ程、賣人買人從雙方可出之、則賣られ候ものは、取はなし可仕其身覺悟事
- 一 かどはかされ賣られ候は其本主へ返すべし、若主人なきものは是も其身存分次第事
- 一 人商賣宿之儀、久敷仕候ものは可被行死罪、但一夜之宿は糺明の上、依其過可爲曲事

一 人之賣買口入之儀、かどはかし賣候時之口入は可爲死罪、若又譜代家子以下口入は、其品をわかり、籠舎、又は可爲過錢事

一 長年季御停止の上、自然猥之輩は其人之分限隨て、双方より可爲過錢事
右條々堅可相守者也、仍如件

元和五年未十二月廿二日

右のうち、「譜代我子たりとも」と言ひ、「人商賣宿」と言ひ、被放者を「本主に返す」と云ふが如きは、前代の遺風を充分に説明するものである。後代の立法であるが、徳川氏の成文法たる「御定書百個條」には人を勾引したものは死罪、勾引業者と馴合つて賣り渡し分け前をとつたものは重追放に處する旨が明記せられて居る。天和三年には下人召仕の雇期限を十年と定め、是を超ゆるものを罰する法令が出た。即ち「人賣買堅令禁止之、並に年季に召仕下人男女共に十ヶ年を限るべし、其定數を過者可爲罪科事」といふのである。これは十年以上の雇傭契約は實質上、一生の

奴僕たることを意味するから、是を禁止したのであるが、しかも其適用範圍は武士階級以外のものであつて、特權階級たる武士については譜代召抱なるものを承認してゐるのである。それは元祿十二年の法度によりて定められた。

人を勾引したものは死罪となる。これは嚴格に實行せられた方針であつたらしい。所謂親子札と呼ばれる高札には此旨が記されて群衆の場所に掲げられてゐた。徳川時代の判決例を集めた「御仕置裁許帳」「科條類典」「御仕置例類集」には其實例が多く出てゐる。例へば「御仕置裁許帳」には寛文九年に庄兵衛なるものが十一歳の少女を勾引して吉原に賣つたために淺草で磔になつたこと、延寶四年には茂大夫なるものが、かねといふ他家の下女を盗み出して淺草田町の某に賣つたことが發覺し、江戸中引廻しの上、淺草にて獄門となつたこと、元祿五年には市右衛門なるものが穢多長左衛門娘せんなる十七歳の少女を勾引して遊女に賣つた爲めに死罪となつたことなどが出てゐる。「科條類典」には享保十六年に娘勾引業者が死罪となり、その世話

をしたものが家財取上所拂に處せられたことや、往來の女子を勾引したものが死罪となつたことなどが出てゐる。新井白石の「折たく柴の記」にも紀州の片田舎の貧しい農民が江戸の人勾引人のために苦勞をする長い哀話が出てゐる。

租税の滞納のために身を賣る者の絶えなかつた事も此時代の租税誅求の峻厳であつたことを物語るのである。近松門左衛門の「丹波與作」には、大名にも知られた關の小まんが父親の年貢の未進のために身を賣る哀話を記してゐる。即ち「……横田村の父様二石二斗の未進につき、六十六で水牢、男にも娘にも子としては此身ばかりなり、所在こそ出せをれ、と大名にも知られた關の小まんが父親を水牢では殺さず、參宮するとして暇をもらひ、女子の身で代官所を秋納まで請合て牢を出しは出したれど、何をあてどに何とせう……請合の日は近づく、氣がいさまねば身も痩せて」と彼女は嘆くのである。「伊能文書」には「新福幸村惣右衛門子息年季證文」といふ一文書が出てゐる。それは「當午の御年貢につき、我等子供文四郎と申者、身

代金四兩請取預り申、午之極月廿七日より申の極月廿七日迄、中年貳年季に相定、御奉公爲「致所實正也」といふ書き出してあつて、年貢未進のために一子を四兩の身代金にて年季に入れることを記し、無事に勤め上げた後に於て三兩壹分二朱を返還したならば其子を返して貰ふことを約し、請人二人が連署してゐるものである。また當方より暇を貰ひ度いと申出る際には四兩を二倍にし、八兩の辨償金を差出す旨を記してゐるのである。

徳川時代に「奴」といふ奴隷が法制上に現れてゐることを見逃してはならぬ。これは男子でなく、女子である。主として關破りの女子を奴とするのである。「御定書百個條」によると關所を通行せずして山越をした男子は磔とし、誘はれて山越をした女子は奴となすことや、關所を忍び通つた女子は奴とすることが規定されてゐる。而して奴にされた女子は附近の村落に下付されて、婢僕にされる。都市に於ては、奴とされた女子は一町内に渡される慣習があつた。

以上の如くして徳川時代には一生を賣る人身賣買は社會の慣習にも、法制上にも漸次に影を潜めたが、期間を限りて身を賣る事や、人を勾引することなどは、租税制度の嚴酷や遊女制度の發達等の原因により、依然として行はれてゐたのである。また譜代制度が漸次に減少し年季奉公の盛になつて行つたことも注意せねばならぬ。出替季や、請人や、給金や、日雇人等に關する社會制度も發達してきた。「病問長語」の著者は下人の忠義精神が漸次に頹れて「江戸中の白壁はみな丹那」といふ觀念が彼等の間に行はれてきたと憤慨してゐるが、經濟生活が進化して此結果を生んだのだから、已むを得ないのである。しかし以上の如き現象は主として都會内に見られるものであつて、諸國の邊陲の農村には昔ながらの奴僕制度が行はれたらしい。橘南蹊の「西遊記」には九州日向の農村では富裕なるものが一生買切りの奴僕を多く所有することや親が富家に子を賣ることを却て出世と心得ることや、富家の娘が結婚するときは必ず此種の婢を添へてやることや、主人の氣にそむく時は心のまゝに賣拂

ふことなどが記されてゐる。これは事實であつたであらう。そして日向のみならず他の地方にも行はれてゐた事實でもあらう。一國若しくは一民族の社會生活は必ず一率に同一歩調を以て進むものでない。進歩の反面には多くの舊い要素が取り残されるから。

八 結 語

聽て明治維新が現れる。明治初年の政府の態度は人身賣買に對しても革命的であつた。明治三年には支那人に童男子を賣渡すことを禁止した。五年には「人身を賣買し、終身又は年期を限り、其主人の存意に任せ虐使するは、人倫に背き有るまじし」と事につき娼妓、藝妓等、年季奉公人、一切を解放すべきことが命令せられた。「新律綱領」にも略賣人の條を設け、人を略賣して娼妓とする者は流二等、妻妾奴婢とするものは徒二年半、因つて人を殺傷するものは強盜に準ずるといふ規定をした。

しかし他の改革事業が久しからずして反革命的となつてしまつた如く、人身賣買についても明治の政府の態度は不純模糊を極めるやうになり、やがて數次の警視廳令は暗黙のうちに藝娼妓の人身賣買を認めるやうになつてしまつた。

私は以上に於て私たちの過去の暗い歴史を回顧して見た。以上は文献に現れたものを辿つて見たのであつた。本文に記し得なかつた事實も未だ文献の上に無數に存してゐる。而して文献に現れざる事實に至りては實に無數である。過去の歴史書が階級的歴史書であつて、わが平民の運命を記することの乏しいことに對し、私たちは冷笑を浮べざるを得ぬ。今は資本主義時代である。人身賣買てふ暗い影は未だ清らかに拭ひ去られてゐない。今、勞働力の賣買は何れの時代よりも盛である。これは果して人類史を長く暗くしてゐる人身賣買の原則の連續でないのであるか。更に貧家の女子が身を賣ることは昔ながらに行はれてゐる。濫りに現代を讚美するものもあるまいが、眞に人間が人間の世を讚美し得る時代は、猶ほ遙かに彼方であると思は

ねばならぬ。

第七章 特殊部落民解放論

一 現代日本の徳川時代的要素

佛蘭西の學者ルロア・ボリウが近代露西亞を評して次の如く言つた。曰く「露西亞は古くもあれば新しくもある、彼女は兩面を有するヤヌスの首である。其一面は老人の如く衰へ、一面は少年の如く清新である。一面は憂鬱なる亞細亞風をなし、他面は若い歐羅巴の活氣に満ちて居る。此二元主義は國家の政策にも、社會の組織にも私的の生活にも、至る處に見られる矛盾反對である」と。

私は此言葉を以て明治維新以後の我國社會を評するとも大なる過失の無いことを信ずるのである。明治の大革命より既に六十年が流れ去つた。日本は此間に於て實に跳躍的な外形的進化を遂げ得た。然しながら現代日本の社會生活が其根本に於て猶

ほ執拗にも未だ多量の徳川時代的要素を保有してゐることを、誰が否定し得ようか。徳川時代は日本歴史を通じて最も暗鬱なる、時代民族的生活性格の最も墮落した時代である。此時代を通じて自由主義の哲學は一頁も編まれなかつた。全社會は印度の種姓制度の如く厳格な階級制度に依りて呪はれて居た。明治の大革命は眞に壯快極りないが、而も當年の眞摯な革命精神も餘りに根強い徳川期の精神に屢々壓倒せられざるを得なかつた。近世の日本が其外延として議院政治、軍制の民衆化、大企業の勃興、都市の生長、勞働者階級の發達といふが如き近代的現象を有するに對應し、其内包として政治家の朋黨的精神、資本家階級の家長的專制や政商主義、峻嚴なる階級的障壁、專制に屈從する民衆の無氣力、奴隸的な官許的學藝といふが如き、依然たる徳川期の特色を保有してゐるのは何といふ悲喜劇であらうか。

此種の社會に在りては、もはや何等の存在理由なき歴史的傳統も依然、一の社會的規範として拘束力を有し得るのである。私が此處に論じようとする特殊部落民は

斯る不合理な制度の殘す最大の犠牲である。遙にユダヤ族、シン・フエロン黨、印度人、ネグロ族の不遇に心を傷ましむる人は眼前、我が國內に不合理な鞭に惱む百萬の人々の存在することを畏れねばならぬ。利己主義的な人種平等案を掲ぐる前に、明々白々たる朝鮮人は勿論、一千年來の種族的反感に虐げられ來つた穢多族の根本的解放を企つる必要がある。

二 特殊部落民の社會的地位

穢多といふ字の如何に慘酷なることよ。豊富な支那の語彙を搜しても是程の侮辱を現はす文字は少いてあらう。(註)

(註) 部落民に熱烈な同情を有する喜山博士は穢多の字に代ふるに惠多の字を以てせよと言はれた。私もさうなることを希望する。

此社會群に屬する人々は遠隔なる北海道や沖繩を除いて内地の何れの國々にも住

んで居る。明治四年の穢多非人解放令の發布當時には約三十萬人を數へたが、今や其數は優に百萬人を超過する。近時に於ける其人口増加率は一年三萬人である。而も此大集團は實に普通民と心理的に全く隔絶した、孤立の社會群である。彼等の社會的地位は恰も古代征服國家の奴隸群にも髣髴として居る。普通民は彼等に對して通婚同居、同火を許さない。自由の空氣の漲る大都會や植民地に混れ入つても、常に藤村氏の「破戒」の主人公の如く戰々兢々として身分の隱蔽に慘憺たる苦心をす。一朝、其身分が發覺すれば、社會的榮譽も、經濟的成功も、忽ちにして破壊され了る。されば彼等は自然に密集的生活を強制されざるを得ぬ。反抗の心は火の如くに燃え上るが、猶太族の如き組織的能力が缺けて居る。貧困が彼等を虐む。經濟史上、宗教的政治的に迫害された社會的集團が經濟的方面に優勝することは珍しいことでない(例、英國の非國教徒、各國の猶太人)。然し特殊部落の人々は一意、經濟的活動に専心することを許されなかつた。従つて其經濟生活は劣悪であり、其生活

方法は不潔であり、眼疾といふが如き貧困的疾物が横行するのである。

彼等は非人と共に明治四年の解放令に依り平民の籍に入り、租税と兵役の義務を負ふに至つた。然しながら彼等は新平民若くは特殊部落民の名の下に依然として侮辱を蒙りつつある。是に對して多くの解放案が提供されたが、其多くは哀憐的であり、少くとも普通民本位であり、若くは支配者階級本位であつて、徹底的效果を奏して居らぬ。彼等の階級的孤立は毫も存続の理由なき歴史的传统に原因するのである。特に徳川期の遺物なのである。私は此傳統の歴史的考察を爲す前に、彼等の現在の社會的地位を知つておかねばならぬ。

特殊部落の人々は歴史的に被搾取者であつたが、現代の資本主義社會に於ても同様に被搾取者である。今の社會はもはや古代の征服國家の如き峻巖な政治關係に依りて律せられて居らぬ。然し其實質は依然として一種の征服關係より成る。各人が法律の前に平等であるといふことは唱へられて居るが、經濟的には搾取者と被搾取者

とが、根本的に對立をする。此點より特殊部落の人々を見るときは、彼等の大部分は勞働者や農民と共に被搾取者の範疇に入るのである。近世歐羅巴に於て故國なき猶太種族は一方に資本家階級の先驅者となつたと共に他方に無産階級運動の先頭にも立つた。我國の特殊部落の人々が資本家精神の確立に参加した歴史は毫も無く、同様に無産者運動にも寄與して居ないが彼等の大部分が貧困にして勞働を主要の財産とすることは、其社會的地位をして被搾取者たらしめるのである。而して被搾取者は如何に異つた職業に従事するとも自ら連帶感情を有するものであり、連帶的運動に移るものであるが、現代の日本に於て彼等は他の被搾取者とは具體的にも心理的にも、依然として隔絶して居るのである。是れ一に舊來の、何等の價值なき傳統的觀念の禍するものに外ならぬ。

賤民といふ觀念は一の空虚な傳統的概念に過ぎない。種族的反感といふことは歴史的には重大の役目を演じたが、今日にては既に妥當性を喪つた。我國に於て穢多

てふ賤民觀念は今も執拗に残り、暗黙の裡に恐しき拘束力を揮ひつゝある。それは特殊部落の人々をして其社會的地位を正當に認識すること能はざらしめる。また二個の大なる被搾取者群の結合をも妨害する。私は次にこの薄倖なる社會群の歴史を觀察し上記の賤民觀念が如何に無意味のものであるかを證し度い。

三 特殊部落民の社會史的方面

特殊部落民の社會史は強者の鞭に迫害さるゝ弱者の哀史である。此社會群の發生については人種起源説と職業起源説の二種が有るが、恐らく兩者とも多量の眞理を包含する。其最も原始的なものは古代の被征服種族にして賤業を課せられたものであり、時間の経過と共に賤業を營むものが穢多族であるといふ觀念に變つたのである。それが徳川時代の利己主義的専制政治に至つて大に爛熟するに至るのである。されば此社會群の社會史は是を發生時代、成形時代、爛熟時代に分つことが出来る。

(a) 發生時代

政治學的に謂へば古代の日本は先づ征服國家として成立し、次いで神權制國家に發達し、更に平安朝に於て貴族國家となつたと謂ふことが出来る。是を經濟史的に觀察するならば、征服國家及び神權制國家の二時代は奴隸經濟時代であり、貴族國家時代は自由農民時代であつたと謂ひ得よう。

特殊部落の人々の最も遙かな起源は是を古代日本の奴隸經濟時代に於ける奴隸群に求むべきものと思ふ(註一)。然しながら當時に於て既に穢多族てふ明白な階級的存在があつたのではない。また當時に於ける奴隸群の總てが後世に穢多となつたのではない。其階級的成立は貴族國家時代に在る。同時に其成分は舊來の奴隸の外に自由民の一部をも加へて居るのである。

(註一) 穢多族の起源を論じて或はユダヤ族となし、或は蝦夷人となし、或に高麗百濟の貊部となし、或は印度の民にして吠陀の轉訛となし、或は比律賓のエタなる漂泊民となし、或はオコツコ族なりとする説

説が有る。然し私は今、社會學的概念としての穢多族を論ずるのであるから、是等一切の人種學的研究に觸れないでおく、また大した人種學的研究もない。

如何なる國家も征服に起源しないものはない。また如何なる原始國家も嚴格な階級制度に依りて組織せられないものは無い。政治は力の支配である。好戰種族が弱小種族を征服すると、茲に政治的組織が現れ、優勝者は貴族群を構成し、敗北者は奴隸群に墮し、經濟的搾取がその根本方法となる。此原則は古代日本に於ても同様に作用した。當時に於ける奴隸群は廣義に於て二個に分類し得る。第一は氏族財産たる部曲であり、第二は家族財産たる「やつこ」である。モムゼンに従へば牧畜民たる古代ゲルマン族には先づ奴隸財産と家畜財産とが發達したとのことであるが、既に農業を解してゐた古代日本には家畜財産の代りに土地財産が發達してゐた。當時の社會結合の紐帶たる氏族は奴隸の勞働力を利用して盛に處女地の開拓に努めたであらう。更に大化改新の前後に於ては、賤民の法律的存在も明かとなつた。當時の

奴隸群は所謂五色の賤民並に雜戸である。前者には歴代の天皇の山陵を守る陵戸、官廳の雜役に任ずる官戸、後世の家の子に似る家人、公奴婢及び私奴婢の五者が有る。以上の外に當時、一種の浮浪民の存在したことを忘れてならぬ。彼等は其種類に依りて山人、うかれびと、傀儡子等の名を以て呼ばれた。彼等は古代に於ける狩獵民の末であらうと思ふ。狩獵民は眞にアナキイの民で、漂泊性が強く、政治を好まず、同時に現在の政治的權力にも風馬牛である。(註二)彼等も亦後代の賤民の有力な成分である。

(註二) 狩獵民が無政府的であることはオツペシハイマアなどの力説するところである。今日にても印度の山間には五千年前にアトリア族に追はれた原始狩獵民が居る。我が國にても今猶、山窩と呼ばれる漂泊族が居る。

穢多族は實に以上の奴隸群のうちの或者が「經濟組織の進化」に基き「職業の分化」を動機とし、貴族國家の時代即ち自由農民時代に於て、終に其階級的存在を有するに至つたものである。

上代日本人が清淨を好む民であつたことは普く知られて居る。太陽の美しく光耀する現世を讚嘆する彼等にとりて穢れは死の如くに忌まれた。彼等は動物の死肉を忌み、死骸を忌み、墓地を忌み、婦人の月經時及び出産時を忌んだ。されば此種の職業は不淨として忌まれ、被征服者たる奴隸に課せられた。而して他方に於て當時の最も重要な經濟的活動は農業であつた。農業に従事すること、即ち農民たることは自由民の特權であつた。然し奴隸の勞働力も盛に土地の開拓に使用せられた。かくて農業の發達は次第に農業に従事する奴隸をして良民の群れに混入せしめたが同時に陵番、動物死肉の處分、皮革の製造、動物の飼育、産所を司る奴隸は賤民として賤視されるに至るのである。同時に農民出身者と雖も不淨と認められる職業例へば陵番に従事するものは同様に賤民視されるに至つた。後世の賤民の一種たる風なるものの起源が是に存することは充分に信じ得る。

農業中心の社會は同時に工業をも賤視する。原始的工業に従事する雜戸も聽て賤民の地位に墮した。彼等には斑田の恩惠も閉ぢられ、~~農業~~農業民たることに依りて自由民となる機會が絶たれて居た。

以上の如くして穢多族は平安朝の末期までに成長して行つた。穢多の字の初見は鎌倉期に書かれた「塵袋」^{ちりふくろ}であるといふ。平安朝にては屠者を意味する餌取の名を以て呼ばれ、殊に穢多の發音は餌取の轉訛であるといふが、種々の異説がないでもない。喜田博士は此社會群の起源を以て屠者、皮細工人及び河原者の三者の合一と言はれて居るが、純粹なる職業的方面より見れば博士の説は妥當であらう。とにかく私は古代日本に於ける農業本位の社會組織の發展につれて農業上の奴隸が漸次に自由民の間に混入し得たに反し、賤業を強制されてゐた奴隸群は次第に賤民としての階級的存在を有し來り、終に平安朝の末期に於て「賤業に従事する職業的團體」てふ意義を獲得したと解し度い。異種族嫌惡の感情や征服種族の搾取慾は數時代にして

消失し得べきものでないから、賤業を強ひられるものは被征服者たる奴隸群の子孫や浪浮民であつたであらう。自由民にして其従事する職業の關係より、若くは犯罪や負債の爲めに、賤民に落ちたものも少くないであらう。凡そ社會の最惡の分子は社會階級の最下層に落ちざるを得ないから、此種の關係も存したであらう。然しながら發生的見地に於て、古代の奴隸群が特殊部落の人々の本源であり、良民の墮落が從屬的要素であると見るのは最も正しいと信じる。

(b) 成形時代

特殊部落民が鮮明な階級的存在を有するに至つたのは鎌倉時代乃至室町時代である。

此時代に於ける社會上の統制者は新興の武士階級である。經濟上、職業の分岐も明白となつた。經濟組織の基礎は農業であり、農業は依然として尊まれたが、人民の地位は漸次に劣惡となつた。自由農民は農奴となつた。農業以外の職業に従事す

るものが輕視されたのは言を俟たない。

此時代に於ける賤民階級の職業は本來の賤業の外に社寺の掃除夫、井戸掘、駕輿丁、植木職の如きものであつた。更に遊藝が此社會群の重要な職業となつたことも注意せねばならぬ。古代に於ても他人の門口に立つて壽詞（はきごと）を述ぶるものが賤民であり、また雑戸のなかには官廳の樂戸も數へられて居たが、鎌倉時代より後は舞廻（まわまひ）猿樂、千秋萬歲法師、獅子舞といふが如き遊藝も賤民の職業となつたのである。

當時の特殊部落民の職業は必要なるものではあつたが、當時の主産業たる農業に比して經濟的重要の少いものであつた。さればそこには彼等が卑まるべき自然の根據があつた。然しながら賤民賤視の感情を煽動して社會的規範と化せしめたものは實に佛教である。五山の僧侶は口を極めて此肉食族を罵り「人中最下之種」といふが如き侮辱の語を發した。穢多といふ文字さへも當年の僧徒の考案に成るらしい。當時の知識階級であつた五山の僧侶は、世界何れの國の宗教史に於ても見るが如く俗

世の支配者階級に媚び社會の最下層に呻吟する賤民階級の存在を無視したのである。經濟史上、鎌倉時代は商業上にも工業上にも「座」——歐羅巴のギルドに當る——の組織の發生時代として注意せられて居る。而して穢多族に於ても一種の座の組織の存在してゐたことを肯定し得る痕跡が有る。「地方凡例錄」は、徳川時代の穢多の首長であつた彈左衛門の祖先は宋人であつて、勇氣ある武士であつたが、落魄して賤民の群に入つてゐたのを頼朝の爲めに救はれ、巧徒二十八座の首領に任じられたのだと記し、其二十八座として長吏、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、壁塗、土偶師、鑄物師、辻目暗、猿引、針叩、苳差、石切、土器師、放下師、笠縫、渡守、山守、青屋、坪立、筆結、墨師、關守、鉦打、獅子舞、蓑作、傀儡師、傾城屋の名を擧げてゐる。享保四年に彈左衛門が徳川政府に提供した穢多由緒書は學者より一笑に附されて居るが、上と同様な傳説を記して居る。以上の如き傳説が信賴し難いことは言を俟たないが鎌倉時代に於て穢多族が一の職業團體としての實質を具備するに至

つたことは充分に想像せられるのである。而して此時代に於て本來の人種的反感が消え、人爲的な反感が是に代り始めたことも想像し得るのである。

(一〇) 爛熟時代

特殊部落の奴隸的地位の爛熟したのは徳川時代、殊に社會的理想の廢頽し盡した其後期に在る。徳川時代は人民にとりて最大の屈辱の時代である。徳川氏にとりて徳川一家の私的利益が其の政治の根本動機であつた。其社會統制の基本的手段は武士階級の擁護である。戰國時代の末期より都市の發達や商業の殷盛に伴つて漸次に醜弊し始めた自由の空氣は、此陰鬱な徳川氏の消極的政策の爲めに忽ち崩壊した。嚴重な階級制度が全社會を縛つてゐた。然し當時の武士階級は、もはや鎌倉期の武士の如く、社會の實質的需要に應ずるものでなくなつてゐた。徳川氏の階級政策は擬制的なものであつた。社會階級は士農工商に分れてゐたが、武士以外のものは實際上に於て奴隸であつた。穢多は非人と共に奴隸中の奴隸となつた。

此時代に於て非人なるものが法制上に現れてきたのは注意せねばならぬ。非人は室町時代より發生したやうに見える。久米邦武博士は「昔時は穢多非人差別なかりしが、只支配の異なるより、後世漸く派別高下を争うて別類の如く言ひ習はしたるなり」と言はれてゐるが、非人なる集團は特別の發生的方面を有してゐないやうであるから、此説は妥當であらう。而して徳川時代の法制上の地位に於て、穢多は先天的賤民と觀念せられ、自由民となることは絶対に不可能であつたが、犯罪、情死未遂、本人の希望等に依りて非人となつた自由民の或者は其親族の訴願に基いて良民に復歸することが出来たのである。

特殊部落民は當時に於て舊來の如く一種の職業團體たる性質を有して居た。本來の皮革業は勿論、竹皮草履、燈心細工、破魔箭の如き手工業に對して獨占的權利を有してゐた。遊藝も彼等の獨占か、若くは其管轄下に立つものであつた。俳優が河原者と卑しめられてゐたのは人の知る如くである。

徳川時代の法制は特殊部落民に對し一定の範圍の自治を許してゐた。例へば遠島以上の犯罪については幕府自ら處斷するが、遠島以下のものに在りては穢多の頭領に引渡し、其獨得の刑法即ち「穢多仕置」に依りて處分せしめた。全國の特殊部落を通ずる首領は存しなかつたが、江戸淺草には有名な彈左衛門がゐる。府下並に關八州甲斐、駿河、伊豆、陸奥の十二ヶ國を支配した。(非人の頭としては品川に松右衛門淺草に善七がゐた。)右の十二ヶ國以外にても或は長吏、或は小屋頭と稱する首長がゐた。

當年の穢多族の社會的地位は悽慘たるものであつた。元録八年に生類憐みの令といふが如き愚令も出た。天和三年には下人召仕の雇期限を十ヶ年と定むる法令、元録十二年には譜代召抱を禁ずる法令といふが如く、普通民の奴隸的境遇に落つるものを救ふ法令も出た。而も特殊部落の悽慘な地位を救ふべき一片の法令も發布されなかつた。否、徳川幕府の差別的政策は、專制に屈從した愚鈍なる徳川期の人民の

頭腦に穢多賤視の感情を強く植ゑざるを得なかつた。されば此社會群に屬する人々は普通民より通婚、同居、同火を許されない。彼等は夜間に城下に入ることを禁ぜらる。頭髮は普通民と區別するため二重元結となさねばならぬ。女子は普通民の如く帯を結ぶことを許されない。往來に向つて窓を開くことを禁ぜられたものも有る。普通民は彼等と言葉を交はすを忌み、屋内に入るを禁じ、冠り物をなすことをも尤めた。徳川の一門や大小名たちの絶對專制に屈從した人たちが孤立無援の穢多族に驕傲の態度を示したことは人間の淺間しさを語る悲喜劇である。

佛教が鎌倉期以後に於て穢多賤視の感情を煽動したことは曩に述べた。然るに平民宗教を標榜する眞宗が敢然として此社會群へ對して傳道を試みるに至つた勇氣は賞讃の價値が有る。特殊部落の人々が眞宗を信ずること深く、如何に貧困なる人もその零細の金錢を蒐めて眞宗に喜捨せんとする熱情や、其の偏へに來世の樂土に憧るゝ心理は、涙なきを得ないのである。而も其眞宗すらも後には嫌惡の感を生じた

やうに見える。所謂穢多寺の住職たちは、身を挺して此不幸なる人々の群れに入つた宗教的戰士であつたが、後には近隣の寺院の坊主共より忌まれ、本山よりすらも忌避された形迹が有る。かくて此尊敬すべき戰士たちも後には在來の特殊部落の人々と同様に賤視さるゝに至つた。

特殊部落民の社會的地位が徳川時代に於て悲慘なるものとなつた原因としては、幕府の冷酷なる政策と共に同階級内部に於て人口の増加したこと。職業の範圍の却て縮小したことを挙げねばならぬ。このことに付いては喜田博士の「特殊部落の研究」に詳しい研究が有る。嘗つては普通民を壓迫するほどの經濟的實力を有したのも有つたが、後には其大部分が激しき貧困に陥り、劣惡の經濟生活をなさざるを得なくなるのである。(註三)

(註三) 天和貞享年間の雍州府誌には「其家富める者多し」と言ひ、風俗見聞録には「近江の穢多頭才次才兵衛の二人が三四十萬兩の身上」を有することを記し、また「江戸の穢多頭團右衛門が凡そ三千石高ほど

の暮し方」であることや、「大阪の太鼓屋又兵衛が凡そ拾萬兩ほどの身上」であることを記し、全國民事慣例類集には「平民に金錢を貸付くる」ものも有つたと言つてゐる。然しながら此狀態は徳川期の末葉には全然一變し同様に貧困に襲はるゝに至つた。彼等がユダヤ族の如く近世資本家の先蹤となり得るほどの地位を確立し得なかつたのは、偏に人口の増加と職業の範圍の減少したこと、並びに當時の經濟組織の基礎であつた農業とが彼等に拒否されてゐたことに基くのである。

四 解放の原則

特殊部落の人々は明治四年の解放令に依りて解放された。彼等は平民の籍に入つた。然しながら凝結した歴史的傳統は一片の法令を以てよく破壊し得るものでない。徳川政府が強ひた嚴格な階級政策の効果は今も残る。特殊部落民賤視の觀念は批評的精神を缺く人々の間に今も根強く残り恐しき拘束力を發揮しつつある。この空虚な社會的規範は現實に於ても、其例證の違ないほどに、彼等の有らゆる經濟的活動社會的向上、知識の獲得を妨げつつあるのである。

是に對して政府や慈善家が種々の解放案を提供し且つ實行を試みた。然し徹底的の效果は未だ見ることを得ない。衛生組合や青年會や處女會の設定は其れ自身に於て決して悪くないが、枝葉であると言はれないことも無からう。私は種々の解放案が普通民本位若くは支配者本位の氣分を脱しない限りその努力の效果の少いことを信ずる。

特殊部落民の解放の第一原則は特殊部落民自身が先づ不當なる社會的地位の廢止を要求することより始まらねばならぬ。歴史的に見れば、賤民と呼ばれた社會群がよく其地位を向上し得たのは、自ら其社會的地位を認識し、力ある集團運動を試みた結果に外ならない。其最も顯著な例を成すものは平安朝末期より興起した武士階級である。彼等は家人と呼ばれた賤民の地位より漸次に當時の支配者階級たる貴族を斃して是に代つたのである。知識と勇氣と熱情とを有する部落出身の少壯者が中心となり、集團を作り、諸種の運動に従つたならば、其效果は重大であらう。特殊部

落賤視の感情が如何に無意義な歴史的傳統であるかは曩に屢々述べた如くである。此傳統的觀念を破壊するには自ら集團的見解を發表し且つ要求するところが無ければならぬ。

第二には現代に於て苦しむものが、資本主義の鞭に悩む労働者階級ばかりでないと共に、特殊部落の人々ばかりでも無いことがよく徹底せられねばならぬことである。その地位を社會的に考察すれば兩者は共に經濟的弱者であり、被搾取者である。搾取者なく迫害者なき善き社會を作る爲めに、兩者に親密なる結合と、連帶的運動を爲す必要があらう。

所詮、特殊部落民の徹底的解放は社會改造の重大なる要素である。社會改造の大業は單にプロレタリア階級の解放を以て終るべきでない。そは必ず有らゆる苦める人々を包含せねばならぬ。尊き自由は惱める人の全部が獲得せねばならない。特殊部落の人々が一千年來擔うてきた迫害を思へば涙と怒りと恥とを感ぜざるを得ぬ。

而も特殊部落賤視の感情は全く空虚な歴史的傳統に過ぎぬ。思慮ある普通民は既に此傳統的觀念を脱し得た。私は特殊部落の人々の自立的運動と、他の苦める人々との結合と、其の上に築かるゝ社會改造の大理想の上に、始めて此の薄倖なる社會群の徹底的に解放せらるゝ「善き日」を想像し得るのである。

第八章 日本農民史雜考

はしがき 古往今來、農民ほど自己の勞働を樂しむもの、他人の勞働を奪略しようとしぬものは無い。彼等は實に平和な勞働種族である。しかるに過去の人類史は——國家發生以後には特に——不幸にも勞働力搾取の原則の上に立つてゐたし、十八世紀末までは何れの國も農業が最重要の産業であつたから、農民は常に最大の勞働者たると共に最大の被搾取者であつたのだ。此意味に於て過去の社會を正確に了解し、ひいて現代の社會的機制のからくりを暴露するには農民史の研究が必要である。

一 農民に美食を禁ずること

過去の支配者は農民の勞働力を吸ふて生き續けてゐたのである。農民の經濟的欲望の増進は決して支配者にとりて望ましいことではなかつた。されば農民に美衣美食を禁じる法制は大化改新の古より徳川時代にまで連續して居る。

孝徳天皇大化二年丙午の詔に「凡そ畿内より始めて四方の國農作の月に當ては早

く田を營むことを務めよ、農民には美食と酒とを喫はしむべからず」云々と見えてゐる。種々の美しい社會的理想を掲げてゐる大化改新も案外に支配者本位である。桓武天皇延暦九年の太政官符にも「魚酒を制する狀頻年行下す」の句がある（類聚三代格）。嵯峨天皇の弘仁二年四月の勅は更に徹底的であつて「農人喫魚酒禁制惟久、而國司寛縱、無情糺斷、云々と見え、國司が嚴重にこれを取締るべき旨を規定してゐる（日本後記）。「本朝文粹」にも「日者朝家有令、禁飲酒、令行之後、無犯之者」といふ一句が有る。

王朝時代に於ける以上の如き禁令は經濟的理由に出づると共に政治的意義をも帯びて居る。それは所謂群飲の禁と密接に關係してゐる。若し群衆が自由に集會して飲酒するに至るときは、其間に於て自然に徒黨が生れ、政治的謀反が企てられるやうになる。されば特別の場合の外、群飲を禁ずることは古くより支那に行はれたものであり、漢律にも三人已上無故群飲罰金四兩と見えてゐる。萬事、支那を摸倣し

た我が中古の法制は此群飲の禁をも摸倣したに違ひないが、同時に支配者の欲求と投合したものであつたらしい。

王朝以後にも群飲を禁ずる法律が出てゐるが、それは經濟的意味よりも政治的意義の強いものである。（註）純粹なる經濟的搾取の見地より堂々と農民に魚酒を禁制してゐるのは徳川時代である。

（註）順徳天皇建暦二年三月の官旨二十一ヶ條のなかに「一、可レ停止間里群飲射的」の項目が有る。建武式目にも「一、可レ被レ制群飲佚遊」の條目が有る。家康が慶長二十年に發布した武家諸法度にも「一、可レ制群飲佚遊」の條目をおいてゐる。即ち最初、主として農民を對象とした群飲の禁制は最後には武士を主とする政治的なものに變化してしまつてゐる。

家康の農民政策は實にリアリスチックなものであつた。「落穂集」によれば、彼は家臣に對し「百姓は生き過ぎぬやうに、また死なぬやうに收納せよ」と語つてゐたらしい。「生き過ぎぬやう」とは生活資料以上に餘剰を残してやつて贅澤を覺えさせてはならぬといふ意味であり、「死なぬやう」とは餘り搾取して餓死せしめるやうなこ

とが有つては次年の搾取の對象がなくなつて損であるといふ意味である。「遺老物語」には「その年の入用作食をつもらせて、その餘を年貢に取るべし、百姓は財の餘らぬやうに、不足なきやうに治むること道なり」とあり、これが「古の聖人の法」だと書いてゐる。聖人こそいゝツラの皮である。家康の精神を踏襲する其子孫たちは農民の衣食に干渉する法令を頻發してゐる。それは例證に違なきほどである。元和二年十月には烟草を禁じ、畑にこれを作つたものは牢舎を命じ、其所の代官は過料錢五貫文、村中總百姓より一人過料錢百文宛を拂はせることを規定してゐる。寛永五年には百姓の著物は布木綿たるべきを定めてゐる。寛永十九年五月二十四日には木綿以上の著物、乗物、不似合の家作、烟草の栽培等を百姓に禁じてゐる。また同月二十六日には在々百姓に酒を賣るまじきこと、酒道具を取上げること、温飩、切麥、蕎麥きり、素麵、饅頭を賣買すまじきこと、豆腐を作つてならぬこと、雜穀を食し米多くたべぬやうにすべきこと、肴賣を在々へ入れてならぬことを令してゐる。

此種の法令中に於て最も詳密を極めてゐるものは慶安二年の令であつて、前後三十二ヶ條に涉り、衣食住、夫婦關係、年貢其他について煩瑣な干渉をしてゐる。「大茶をのみ物參り遊山すきする女房を離別すべし」と命じ、「さりながら子供多くこれあるか前かど恩をも得たる女房ならば格別なり」と斷つてゐるのは滑稽である。元祿十四年にも「前々も酒を猥りに飲むまじき旨相觸ると雖も近年は米拂底なれば婚禮又は格別なる祝儀の外客來ありとも酒を出す事停止たるべし」と令してゐる。名君と稱せられる吉宗も享保七年には消極的な、利己主義的な法令を發布してポコを出してゐるのは氣の毒なものである。

二 移轉の自由の禁止のこと

農民より移轉の自由 *Freizügigkeit* を奪ふことは諸國の農奴史に明かなるところである。農奴の特質の一は此移轉の自由の禁止にある。農民は一生その生れた村に

留まらねばならぬ。土地と人間を嚴重に縛りつけておくことは支配者の搾取に最も好都合なる所以である。されば御用學者徂徠も夙に此道理を「政談」に道破して、「三代ノ古モ、異國ノ近世モ、亦我ガ國ノ古モ、治ノ根本ハ兎角人ヲ地ニ付クル様ニ爲スコト是レ治ノ根本也、人ヲ地ニ付クル仕形ト云フハ戶籍路引ノ二ツ也、是レニテ世界ノ紛者ナキノミナラズ、是レニテ世界ノ人ニ管轄ヲ附クル故、世間ノ萬民悉ク上ノ御手ニ入リテ上ノ御心ノ儘ニ成ル仕形也」といひ、また「百姓ハ田地屋敷ヲ持チテ居ルユエ、田地ヲ棄テ逃走スル者ニアラズ、親類モ其所ニ充滿シ、先祖ヨリ代々其所ニ居住スル故、タシカ成ル事也」と書いて遺憾なく御用振りを發揮しゐる。「今の百姓は古の奴婢の類」といふ名言を吐いた彼のことだから此種の御上本位のリアリスチックな議論をするのは當然である。

我國の農民が嚴しく土地に縛りつけられるに至つたのは戰國時代以後である。移轉の自由が完全に奪はれるには封建的社會組織の爛熟が必要である。王朝時代にも

農民の浮逃を禁ずる法令が續出してゐるが、地方貴族の權力の確定しない時代に在りては徹底的に農民の移動を禁ずることは不可能である。

戰國時代よりして、農民の移轉の自由の奪はれるに至つた原因は二つある。一は租税の徵發の爲めにする經濟的理由に基き、二は兵士の徵發や、他國に對して秘密主義を嚴守する政治的理由に基いてゐる。第二の理由は當然に他國人を雇傭することにも制限を加へてゐる。結城家法度によれば卑賤の奴僕も敵地敵境より來たものは雇傭するを禁じてゐる。吉川家法度には「他所の者召置間敷候、但人によるべき事」と記してゐる。長曾我部元親百箇條には「走者之事、其身者不_レ及_ニ是非、親類までも可_ニ成敗」と定め、脱走者の密告に懸賞し、情を知りて告げざるものは嚴罰に處せられる。信玄家法は他國と音信を通ずるには當局の許可を必要としてゐる。以上の如き政治的な鎖國主義的な移轉の自由の禁止は、戰國期の終末と共に漸次に力弱きものとなり、經濟的理由に基くものが強く現はれてきてゐる。これは長

い戦亂の後に整理時代が到来し、その整理には農民の勞働力が強く需要せられたか
らである。秀吉が天正十四年に發布した制令中に「諸奉公人侍事ハ申スニオヨバス
中間、コモノ、アラシコニ至ルマデ、其主ニイトマヲコハズ出候儀、曲事ニ候間相
抱ベカラズ」とあるのは未だ戦國時代の政治的氣分を脱しないものであるが「百姓
年貢ヲハラミ夫役以下不仕之、隣國他郷へ相越ベカラズ、若、隱置輩ニオイテハ
其身ハ申ニ不及、其在所中曲事タルベキ事」といふのは明かに經濟的理由に出づる
ものであり、脱走者に對して村落全體の連帶責任を強制してゐる。また天正十九年
の制令中には「在所ノ百姓ハ田畠ヲ打捨テ商ヒ或ハ賃者ニ出ル者ハ其ノ者ハ申スニ
及ハズ地下中御成敗タルベシ」と定めてゐる。また「武徳編年集成」によれば同年、
軍監淺野、堀尾、井伊等が陸奥二戸郡平糟村に於て藩生氏郷と協議し「當所の百姓
地下人等悉く還往せしむべき」ことを定めてゐる。秀吉の政策が家康によりて踏襲
せられたのは言ふまでもない、慶長十四年に幕府が伯耆國の監使に授けた下知狀は

「百姓以下の他國に欠落するに於ては曲事たるべし」と定めてゐる。

政治的なる移轉の禁止は元和元年に發布せられた武家法度に倣を止めてゐる。同
法度第四條に「自今以後、國人ノ外、他國ノ者ヲ交ゼ置クベカラザル事」と規定し、
自國の密事を他國に告げ若くは他國の密事を自國に告ぐるのは佞媚であると附言し
てゐる。

經濟的たる移轉の禁止は甚だ屢々聲言せられてゐる。寛永十四年の幕令には不審
なる者に宿を貸してならぬことや、新移住者には其出所を充分改めることや、郷中
より奉公に出づるものは行先を必ず庄屋五人組に知らせておくことを定めてゐる。
寛永二十年の令の中にも「他所より相越し田畑共に作らず慥ならざる者」を郷中にお
いてならぬこと、「百姓年貢其外萬訴訟として所を明け欠落仕者」の宿をしてならぬ
ことを定めてゐる。慶安二年の觸書には「行衛知れざる牢人」を郷中へ抱へておいて
ならぬことを定めてゐる。

移轉禁止の法令の代表的なものは明和七年の幕令であらう。それは徒黨、強訴、逃散の三者を規定してゐる。即ち「何事によらず宜しからざる事百姓大勢にて申合せ候を徒黨と唱へ、徒黨して強ひて願ひを企つるをば強訴といふ、或は申合せ村方立退き候を逃散と申す。前々より御法度に候條右類の儀之れあらば居村他村に限らず早々其の筋の役所へ申出づべし。御褒美として徒黨の訴人は銀百枚、逃散の訴人は同斷、右の通り之を下さる、品により帶刀苗字を御免あるべき間假令一旦同類に成るとも告發するに於ては其科を赦され御褒美下さるべし云々」といふのである。これは農民の集團運動として徒黨、強訴、逃散の三者のあつたことを示すもので、徳川特有の卑劣な密告政策を獎勵し、銀百枚、苗字帶刀といふが如き餌を以て密告者を釣つて居る。(註)

(註) 逃散といふ字は貞永式目にも見えてゐる。また、國時代の犬内家壁書にもある。即ち永享十二年の日付を有するものに「百姓逃散御定法之事」といふのが有、或は強訴を企て或は他所に逃散せんとする農民

は容赦なく搦め捕り嚴罰すべきことを規定してゐる。

以上の如くして徳川幕府は嚴しい移轉禁止の法令を屢々發布してゐるが、しかも經濟組織の變動は形式的な法令の力を以て抑壓する能はず、徳川末期になると農民の都市集中といふ現象が生じてきたのである。天保頃に續出した法令を見ると、農民が町人よりも花美の體にて江戸市中を徘徊することや、食物や家作の奢りがましくなつたことを咎めてゐる。そして屢々所謂「人返し」の政策を採つてゐる。しかし其法令の調子は昔日の如く秋霜烈日的なものでなく、何となく幕府の衰殘を思はせる哀れぼいものである。歐羅巴の歴史に於て都市が發達して地方の不自由民を吸収し、所謂市民的自由を生み出したやうな作用は小規模ながら我が徳川期にも見られてゐる。かくて農奴制度の重要な特質たる移轉の自由の禁止が自然に解かれ、明治維新の農民解放によりて全く農奴制が崩壊するといふ段取りになるのである。

三 刀狩のこと

戰國時代の農民は武人の爲めに或は重き租税賦役の義務を負ひ、或は恣に兵士に徵收せられてゐた。しかし他方に於て氣性が荒く、落武者を虐殺して其所持品を奪ふことはあるか、ややもすれば一揆を起し、武器を振り廻はして武士を手古ずらせてゐたのである。兵農の全く分化しなかつたことや、足輕軍隊の發生したことなどは、農民をして自然に荒々しい性格を帯びさせたのであつた。

しかるに秀吉以後に於て、次第に農民は農奴の實質を備へるやうになる。秀吉は農民の子であるが、一度支配者の地位に登つて見ると、忽ち農民を壓迫することが支配者のレゾン・デートルたることを感ぜざるを得なかつた。所謂全國刀狩はその一手段である。

刀狩とは民間殊に農民の武器を沒收したことを言ふのである。その法度は天正十

四年に出た。この法律は非常に巧みに出来てゐる。それ故、少し長いけれど次に寫して見やう。

條々

一諸國百姓等刀、わきざし、弓、やり、てつぼう、其外武具のたぐひ所持候事堅令停止候、其仔細者、不入道具相たくはへ年貢所當を難澁せしめ、一揆を企、自然給人に對し非議の働をなす族、勿論御成敗あるべし、然者其所之田畠令不作、知行ついでに成候間、其國主、給人代官等をして右武具悉取あつめ可致進上事

一右取をかるべき刀、わきざし、ついでにさせらるべき儀にあらず、今度大佛御建立候釘かすがいに被仰付べし、然ば今世は不及申、來世迄も百姓相たすかる儀に候事

一百姓は農具さへ持ち、耕作を專に仕候へば子々孫々まで長久に候、百姓御あはれ

みを以、如_レ此被_二仰出_一候、是國土安全、萬民快樂の基也、異國にては唐堯の其かみ天下を令_二鎮撫_一寶劍利刀を農具に用候も本朝にてはためしあるべからず、此旨を守り善其趣を存知、百姓は農業に精を入べき事

右道具急度致進上、不可油斷候也

御朱印

右によれば刀、わきざし、弓、やり、てつぼうの類は農民にとりて「入らざる道具」なれば沒收するといふのである。そして沒した武器は大佛建立の釘かすがいに使用すると説明し、百姓は農具さへ持ち耕作に専心するならば子々孫々まで長久、國土も安全、萬民快樂の基であると煽てゝ居る。しかし益軒の「朝野雜載」によれば沒收武器は「大坂伏見の兩城の忍びがへしにぞなされける」とある。經濟的に敏感な秀吉は一方に民間の騷擾の種を絶つと共に、他方には沒收した武器を以て一層その武備を嚴重にしたわけである。

しかし農民の帶刀禁止はこの刀狩と共に止んだ譯てなかつたらしい。「嬉遊笑覽」には「秀吉公のとき百姓等が脇差停止のことあり、後々度々も御法度ありて止まざりしを、天和年嚴禁あり」とある。つまり秀吉の意思は家康によりて繼承せられ、農民は漸次に奴隸になつて行つたのである。

徳川幕府は苗字帶刀を社會上の特權たらしめて居たが、時として農民に對しても非常の恩典として是れを許してゐる。孝行なる百姓、忠實な名主、貧民の救助其他の奇特な行爲ありたる農民に對しては特に苗字帶刀を許した。しかし一般的には是を嚴禁してゐたのは言ふまでもない。「地方凡例録」は「百姓帶刀の義は……先祖より由緒有_レ之、代々帶刀致來り、御料は公儀へ相伺、私領は領主地頭聞届之上、差免は格別、其外之百姓帶刀、決而不_二相成_一者、若隱して致_二帶刀_一者有_レ之、於_レ及_二露顯_一は、輕き追放位の御仕置相成候事也」と書いてゐる。武家奉公をした農民も歸郷後は帶刀を許されない。苗字は子孫まで稱することを得しめたが、刀脇差は一代限

りにて是を許すのが例であつた。更に文化二年には農民が武術の練習することを禁じ、「近歲關左の民往々游士を招聚し専ら武技を講じ或は結黨して怨家を毀ち俗を傷り、農を懈る其害細にあらず」となし、若し「轍を改めずば嚴戮を加へん」と威嚇してゐる。

徳川幕府が農民が鐵砲を所持することを禁じたのも秀吉の刀狩の精神を踏襲するものである。隱鐵砲を禁ずる法令は屢々出てゐる。獵師に限り鐵砲の所持を許すが江戸の十里四方は獵師たりとも鐵砲を打つことを許されない。此規定に違反した爲めに所澤村、川口村、國分寺村の名主が遠島を仰付かつた例が有る。奴隸的精神を最も完全に表現してゐる「山本大膳五人組帳」には「此以前より鐵砲御免之所者格別其外在々所々において鐵砲所持すべからず自然相背無益之殺生致し、晝夜を不限、山野に住者於有之者可申出候、縦同類たりといふ共其科を免し御褒美可被下候、隱置、他所より顯において御穿鑿の上曲事可被仰付事」と書いてゐる。

以上の如く帶刀をも鐵砲の所有をも禁じられてゐた農民は、一揆に際し、鉞や鉈や鋤を武器とせざるを得なかつたのである。

四 未進のこと

近松門左衛門作「丹波興作」には女主人公關の小まんが「横田村の父様二石二斗の未進につまり、六十六で水牢、男にも娘にも子としては此身ばかりなり、所在こそ出せられ、お大名にも知られた關の小まんが父親を水牢では殺されず、參宮するとして暇をもらひ女子の身で代官所を秋納まで請合て、牢を出しは出したれど……」と嘆く一節が有る。これは徳川時代の租税誅求の烈しかつたことを語つてゐる。未進とは租税の滞納をいふ。支配者は農民の勞働力に生きてゐたのであるから、滞納者は峻嚴鐵の如き處分を加へるのも其存在理由から見れば毫も不倫理のことでない。

未進者の誅求は土地國有時代であつた大化改新以後に早くも現れてゐる。令制に

よれば租庸調は甚だ規定が細かく、如何にも緻密なる外觀を有するが、當時の社會的事情に副はざるものであり、庸に至りては布帛錢貨を以て代納することを許したから、貧者は一年六十日の身役の苦を嘗むるに反し、富者は僅少の財貨にて是を免れ得た。加ふるに當時の農業金融たる出舉の利率の高かつた事や、國司郡司に私曲を營むものの少くなかつたことは、大多數の農民を貧困に沈めたのであつた。延暦十四年七月の勅には「富強之家輸財物以酬直、貧弱之輩役身役而赴事、貧濁之吏、因而潤屋」と見えてゐる。その結果として生じたものは、一は農民の未進であり、他はその浮逃である。農民は故郷を脱走して或は權門勢家の莊園に入り、或は山賊の群に入り、或は自由を求めて奥州の新天地に走り、或は豪族の郎等となり、或は寺院の僧兵となり、或は落飾して租税の誅求を免れんとしたのである。その結果として未進は益々かさみ、中央政府の財政は益々困難となつたのである。

武士の世となりては租税の誅求は一層嚴重となつた。貞永式目に地頭の年貢抑留

を嚴禁すると共に土民の未進に對しては家宅を沒收する規定が有る。

「建武以來追加」には領家守護等が農民の家屋を恣に差押へたことを想像させる文句が有る。戰國時代に未進者に對し遺憾なき威嚇政策の行はれたのは言ふまでもない。「落穂集」は權現様以前を追憶して「諸國共に秋先に至りては其村名主たる者の家にては水籠木馬杯と申物を仕度いたし、百姓共の中に私をかまへ收納いたし兼る者共をば件の水籠に入れ、木馬にのせ責めせたくる」やうな慘虐の行はれたことを記してゐる。而して戰國時代より農村の納税義務が村落團體の連帶責任たらんとする傾向の有るのは非常に注意すべきことである。村落を單一の課税團體とすることは農奴時代の大特徴である。長曾我部元親百箇條には「勿論毎年相定年貢堅可運上、毛頭於未濟は直分庄屋名主中忽可行重科事」といふ文句がある。秀吉が、農民にして年貢夫役を果さずして他國へ行くものあるとき、其在所中を罰する法令を發したことは曩に述べた。

徳川時代に至りては農民間に於ける租税の連帶責任が法律的組織となり、他の移轉の自由の禁止と共に、農奴制度の重要性質を完成したのである。租税は庄屋が割附をなし、惣百姓が印形を捺して承認する。未進者あるときは五人若くは一村に命じて納付せしめる。若くは土地を一時的に沒收して一村の總作に命じ、人夫は村役とし、種子肥料を差引いた殘餘の收穫物を上納し數年にして未進額を納付し終れば土地を舊地主に還附したらしい。戰國時代の如く土地を絶対に沒收してしまはなかつたことは敢て慈悲ではない。これは將來の勞働力をも枯らしてしまふやうな無鐵砲なことをせずして、更に將來の搾取をよりよくする爲めであつた。本多利明は「西域物語」のなかで、代官某が「百姓と胡麻の油とは絞れば絞るほど出る」と言つたので非常に憤慨しゐるが、徳川幕府の役人共の對農策はこんな見地よりして利巧な計算的なものを重んずるやうになり、自然に未納者の制裁を形式的には緩くしてゐたのであらうか。

第二編 支配者階級の諸研究